

令和7年8月25日

法務省民事局参事官室 御中

日本司法書士会連合会
会長 小澤 吉徳

民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案に対する意見

目次

（前文）民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案に対する意見にあたり....	3
（前注）.....	3
第1 法定後見の開始の要件及び効果等.....	4
1 法定後見の開始の要件及び効果.....	7
2 法定後見の規律に係る取消権者及び追認.....	17
第2 法定後見の終了.....	19
1 法定後見の開始の審判又は保護者に権限を付与する旨の（個別の）審判の取消し..	20
2 法定後見に係る期間.....	23
第3 保護者に関する検討事項.....	24
1 保護者の選任.....	24
2 保護者の解任（交代）等.....	26
3 保護者の職務及び義務.....	30
4 本人の死亡後の成年後見人の権限（死後事務）等.....	33
5 保護者の報酬.....	35
6 保護者の事務の監督.....	36
第4 法定後見制度に関するその他の検討事項.....	37
1 法定後見の本人の相手方の催告権.....	37
2 本人の詐術.....	39
3 意思表示の受領能力等.....	40
4 成年被後見人と時効の完成猶予.....	42
5 受任者が法定後見制度を利用したものと委任の終了事由等.....	43
6 成年被後見人の遺言.....	45
7 法定後見の本人の民事訴訟における訴訟能力等.....	46
8 法定後見の本人の人事訴訟における訴訟能力等.....	47
9 手続法上の特別代理人.....	48
第5 任意後見制度における監督に関する検討事項.....	49
1 任意後見人の事務の監督の在り方.....	49
2 任意後見人の事務の監督の開始に関する検討.....	53
第6 任意後見制度と法定後見制度との関係.....	55
1 任意後見制度と法定後見制度との併存の可否等.....	55
2 任意後見契約が存在する場合に法定後見制度の利用を開始する要件等.....	56

第7	任意後見制度に関するその他の検討.....	57
1	任意後見契約の方式、任意後見契約の一部の解除及び当事者の合意による事務の委託の追加（変更）、任意後見契約の一部の発効、予備的な任意後見受任者.....	57
2	その他.....	59
第8	その他.....	60
1	成年後見制度に関する家事審判の手續についての検討等.....	61
2	身体障害により意思疎通が著しく困難である者.....	62
3	その他.....	63

当連合会は、標記について、次のとおり意見を申し述べる。

（前文）民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案に対する意見にあたり

民法（成年後見等関係）等の改正に関する個別の意見を述べるにあたり、当連合会における基本的な考え方を次のとおり述べる。

司法書士は、法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与するという使命を負っており、現在、全国の司法書士が専門職後見人として成年後見人等に就任をし、成年後見制度ができて以来、成年後見業務に積極的に取り組んできた。令和6年には、新たに1万1875件で成年後見人等に就任した。¹

そのような中、令和4年には「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～（令和4年3月25日閣議決定）」（以下「基本計画」という。）が策定され、また、国連の障害者の権利に関する委員会（以下「障害者権利委員会」という。）から日本の第1回政府報告に対する総括所見が示された。これらの状況を踏まえ、高齢化の進展など、成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から必要であるとして、法務大臣から法制審議会に成年後見制度の見直しについて諮問がされた。これらの経緯については、中間試案の補足説明に記載されているとおりであるが、本中間試案を検討するに当たっては、諮問の趣旨を十分に踏まえる必要がある。

そこで、本中間試案で示された各論点について、成年後見業務に積極的に取り組む法律専門家として、成年後見制度を我が国における高齢者・障害者の権利の擁護及び自己実現のよりよい仕組みとするためにはどのように見直せばよいのかという視点から検討した。

我が国の法定後見制度については、国連障害者権利条約に照らせば、本人の生活に干渉する、本人に対する制約が強い側面を有する制度であり、なるべく抑制的に利用することが求められている。また、この制度はいわゆるラストリゾート（最後の手段）として位置づけるべきであるとされ、一度制度を利用すると終わることができないとの指摘もあるが、一方で成年後見における実務を円滑に行う視点からの検討も必要である。

任意後見制度については、任意後見契約の適切な発効がなされていないことや任意後見監督人の選任が必須のものであり、監督人報酬の負担が生じるといった制度の利用しにくさや本人が監督人や報酬額を選択することができないといった仕組みへの抵抗感が指摘されている点を含め、任意後見の利用を促進するために見直しを行っていく必要がある。

以上の基本的な考え方にに基づき、以下、各論点について、今後の法制審議会部会において引き続き検討すべきと考える事項も含めて意見を述べる。

なお、本意見書における用語は、本中間試案の前注1、2に従うものとし、成年後見人等は「保護者」との表現を用いるものとする。

（前注1）本試案では「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」等の用語については、現行民法等の表現を用いているが、これらの用語に代わる改正の趣

¹ 「[成年後見関係事件の概況－令和6年1月～12月－](#)」最高裁判所事務総局家庭局

旨を踏まえたより適切な表現があれば、その用語の見直しも含めて検討すべきであるとの考え方がある。

また、本試案では、見直し後の制度において成年後見人、保佐人又は補助人に相当する立場にあるものとして「保護者」との用語を、同じく後見、保佐又は補助に相当するものとして「保護」との用語を用いているが、これらの用語を用いると確定したものではなく、「支援人」及び「支援」との用語を用いる考え方などがあり、用語については、引き続き、検討することを前提としている。なお、現行民法等の規律を説明する場合等には、「成年後見人」や「成年被後見人」との用語を用いることがある。

(前注2) 本試案で用いている「事理を弁識する能力を欠く常況にある者(事理弁識能力を欠く常況にある者)」については、成年後見制度の創設の際の立案担当者において、具体例として、通常は、日常の買物も自分ですることはできず、誰かに代わってやってもらう必要がある者、ごく日常的な事柄(家族の名前、自分の居場所等)が分からなくなっている者、遷延性意識障害の状態にある者を挙げることができる旨の説明がされていることを前提としている。本試案は、「事理を弁識する能力を欠く常況にある者(事理弁識能力を欠く常況にある者)」について、立案担当者のこのような理解を前提としている。

第1 法定後見の開始の要件及び効果等

1 法定後見の開始の要件及び効果

(1) 法定後見制度の枠組み、事理弁識能力の考慮の方法並びに保護開始の審判の方式及び効果

【甲案】

現行法の規律の基本的な枠組み(事理を弁識する能力(以下「事理弁識能力」という。)を欠く常況にある者については後見を開始し、事理弁識能力が著しく不十分である者については保佐を開始し、事理弁識能力が不十分である者については補助を開始する枠組み)を維持しつつ、所要の修正をするものとする。

(注) 所要の修正としては、法定後見に係る期間を設けるとの考え方、民法第13条第1項に規定する行為の規律を見直すとの考え方、事理弁識能力を欠く常況にある者が保佐及び補助の制度を利用すること並びに事理弁識能力が著しく不十分である者が補助の制度を利用することを許容する考え方、取消権者に関する規律を見直すとの考え方、後見開始の審判の要件審査を厳格にするために手続に関する規律を見直すとの考え方がある(これらの複数の修正をするとの考え方もある。)

【乙1案】

① 事理弁識能力が不十分である者については、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、本人が特定の法律行為(日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。)をするにはその保護者の同意を得なければならない旨の審判をすることができるものとする。

② 事理弁識能力が不十分である者については、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、本人のために特定の法律行為について保護者に代理権を付与する旨の審判をすることができるものとする。

(注1) 事理弁識能力が不十分である者について、家庭裁判所は、請求権者の請求により、保護を開始する旨の審判をするものとした上で、家庭裁判所は、①の規律又は②の規律により、本人が特定の法律行為をするにはその保護者の同意を得なければならない旨の審判又は本人のために特定の法律行為について保護者に代理権を付与する旨の審判をするものとするとの考え方がある。

(注2) ①の保護者の同意を得なければならない旨の審判をすることができる特定の法律行為については、民法第13条第1項に規定する行為の全部又は一部に限るものとするとの考え方がある。

(注3) ①の規律に関して、本人が、保護者の同意を得なければならない旨の審判をすることについて同意する意思を表示することができない場合は、保護者の同意を得なければならない旨の審判ではなく、本人が特定の法律行為をした場合にこれを取り消すことができる旨の審判をすることができるものとするとの考え方がある。

この考え方においては、第1の1(2)においてイの【甲案】をとる場合は、本人が特定の法律行為をした場合にこれを取り消すことができる旨の審判をするについて、同イの【甲案】①のただし書の「本人の身体又は財産に重大な影響を与えるおそれがあるとき」を要件とするものとする事となる。

【乙2案】

ア 事理弁識能力が不十分である者（事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。）

① 事理弁識能力が不十分である者（事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。）については、家庭裁判所は、請求権者の請求により、保護を開始する旨の審判をすることができるものとする。

② ①の保護（以下「保護A」ということがある。）を開始する旨の審判は、③の保護者の同意を要する旨の審判又は④の保護者に代理権を付与する旨の審判とともにしなければならないものとする。

③ 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、本人が特定の法律行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにはその保護者の同意を得なければならない旨の審判をすることができるものとする。ただし、その審判によりその同意を得なければならないものとすることができる行為は、民法第13条第1項に規定する行為の全部又は一部に限るものとする。

④ 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、本人のために特定の法律行為について保護者に代理権を付与する旨の審判をすることができるものとする。

イ 事理弁識能力を欠く常況にある者

- ① 事理弁識能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、保護を開始する旨の審判をすることができるものとする。
- ② ①の保護（以下「保護B」ということがある。）を開始する旨の審判を受けた者がした民法第13条第1項に規定する行為は、取り消すことができるものとする。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでないものとする。
- ③ 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、②に掲げる行為以外の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）について、本人がした行為を取り消すことができる旨の審判をすることができるものとする。
- ④ ①の保護（保護B）を開始する旨の審判に係る保護者は、次に掲げる事務について本人を代理するものとする。
 - a 民法第13条第1項に規定する行為
 - b ③によって取り消すことができる旨の審判がされた法律行為
 - c 本人に対する意思表示の受領
 - d 保存行為
- ⑤ 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、④に掲げる行為以外の行為について、保護者に代理権を付与する旨の審判をすることができるものとする。

ウ 審判相互の関係

- ① イ①の保護（保護B）を開始する旨の審判をする場合において、本人がア①の保護（保護A）を開始する旨の審判を受けている者であるときは、家庭裁判所は、その本人に係るア①の保護（保護A）を開始する旨の審判を取り消さなければならないものとする。
- ② ①は、ア①の保護（保護A）を開始する旨の審判をする場合において、本人がイ①の保護（保護B）を開始する旨の審判を受けている者であるときについて、準用するものとする。

（注1）ア①の保護（保護A）による仕組みに関して、事理弁識能力を欠く常況にある者が保護Aを開始する旨の審判の申立て及びア④の保護者に代理権を付与する旨の審判の申立てをすることができる（事理弁識能力を欠く常況にある者は、イ①の保護（保護B）による仕組みのみでなく、ア①の保護（保護A）による仕組みのいずれも選択的に利用することができるが、ア①の保護（保護A）による仕組みのうち、ア③の保護者の同意を要する旨の審判をすることはできない）ものとするとの考え方がある。

この考え方においては、第1の1(2)ウ【丙案】をとる場合に、事理弁識能力を欠く常況にある者について保護Aを開始する旨の審判及びア④の保護者に代理権を付与する旨の審判をするについて、本人の同意を要件としないものとする事となる。

（注2）ア③並びにイ②及びイ④の「民法第13条第1項に規定する行為」について見直す必要があるとの考え方がある。

(注3) 家庭裁判所は、請求権者の請求により、イ②の取消しの対象となる法律行為の一部を取消しの対象から除外する旨の審判をすることができるものとするとの考え方がある。

(後注)【乙1案】及び【乙2案】のいずれにおいても、次の規律を設けるものとする。

- ① 保護者が本人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、本人の請求により、保護者の同意に代わる許可を与えることができる。
- ② 保護者の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

【意見の要旨】

第1の1(1)については、乙1案及び乙1案(注1)、(注2)の考え方を支持する。

なお、現行法制度との連続性の確保、本人の意思を最大限に尊重しつつ本人の保護を重視する観点から、乙2案の仕組みや趣旨を踏まえた現実的な制度設計の在り方等についても引き続き検討をすべきである。

【理由】

第1の1(1) 法定後見制度の枠組み(類型)

国の基本計画は、成年後見制度を地域共生社会の実現を目的とした権利擁護支援策の1つとして位置づけ、多様な人々がそれぞれの地域の中で他の者とともに暮らしていく上で必要かつ有益な制度と捉える。しかし、一方で成年後見制度の中の法定後見制度は、本人のプライベートな生活に干渉し、本人の権利・自由に制約を加える側面を有する制度でもあることを忘れてはならない。本来、人は自由な存在であって、その自由を制約するあらゆる制度はその制約手段の必要最小限度性を指向する。したがって、本人の権利・自由を制約する効果を伴う法定後見制度も、自ずと本人の権利擁護のため、抑制的・謙抑的に利用されなければならない。

また、平成26年1月に日本が批准し、同年2月に効力が生じた国連障害者権利条約は、第12条第2項において「締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。」ものと定める。そして、国連障害者権利条約に基づき設置された障害者権利委員会は、第12条に関連し「意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること」を日本政府に対して強く求めた(令和4年9月9日の総括所見)。

この国連障害者権利条約第12条や同条に関する障害者権利委員会の指摘(勧告)をどう受け止めそれにどう応えていくかについては、国連障害者権利条約第12条の解釈も相まって人によって意見は様々だろう。しかし、現行法定後見制度における保佐及び後見の制度は、「事理弁識能力が著しく不十分」、「事理弁識能力を欠く常況」との医学的診断をベースに、本人の意向にかかわらず、また本人の具体的な生活状況如何を問わず本人の権利・自由を制約する一定の権限を保佐人、後見人に付与する。これは、事理弁識能力が著しく不十分であれば、かかる保護策が必要だろう、事理弁識能力を欠く常況にあればかかる保護策が必要だろうと推測し、それを法的効果にまで昇華させ、擬制するものであるといえる。このような

制度のもとにおいては、本人の保護にとって現在も、また将来においても不要と思われる権限を保護者に与えてしまうことになるだろうし、また事理弁識能力が著しく不十分、事理弁識能力を欠く常況にあればおそらく本人はできないだろうなどと、本人に対し無用な謂われないレッテルを貼ってしまうことにつながり問題がある。

思うに、国連障害者権利条約は、第 12 条第 3 項において、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置を講じるよう締約国に求めるとともに、同条第 4 項ではその法的能力の行使に関連して講じる全ての措置に関して、「障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること」（下線筆者、以下同じ）を締約国に求める。この点の解釈として、上記の規定ぶりからすると、少なくとも国連障害者権利条約は障害者を対象とした措置の内容として、障害者個々人の状況を具体的に観察し、その障害者の個別的・個性的事情を確認し、汲み取るものであることを求めていると考えられる。

そして、我が国の法定後見制度も障害者の法的能力の行使に関連して講じる措置の 1 つであり、したがって、国連障害者権利条約は、事理弁識能力の不十分さの程度という医学的観点のみから障害者を抽象的に捉えてこれを類型化しそのいずれかの類型に押し込めるのではなく、医学的観点を含む障害者の状況を具体的に観察し、その障害者の個別的・個性的事情を丁寧に拾い上げてそれを詳細に検討した上で、その人ごとに制度の利用の適否及び利用の程度を判断するような仕組みとなるように我が国の法定後見制度を改正するよう求めていると理解することができる。

したがって、法定後見制度は、抑制的・謙抑的な利用を指向し、本人の状況を具体的に観察し、その個別的・個性的事情を拾い上げ、それを基礎として本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用する仕組みとなるように制度を見直していくことが求められている。

以上を踏まえ、当連合会は、上記法定後見の枠組みに関する中間試案の甲案、乙 1 案、乙 2 案のうち、乙 1 案であると考え、乙 1 案を支持するものである。

なお、乙 1 案は現行法の類型を廃止する考え方であるため、現行法下で既に開始している法定後見、特に 23 万 5000 件弱に上る後見、保佐類型を改正後にどう扱うのかは実務上大きな課題となる。この点については家庭裁判所の負担も含め実務において混乱を来さないように引き続き慎重に検討する必要がある。

また、乙 1 案の（注 1）において、「保護を開始する旨の審判」をすべきとの考え方が紹介されているが、当連合会はこの考え方を支持する。乙 1 案は、法定後見制度について本人にとって必要と思われる法律行為に関する権限を保護者に個別に付与しそれが積み重なっていく制度と理解するため、必ずしも「保護の開始」を観念する必要はない。しかし、「保護の開始」という概念は現行法定後見制度が始まって以来 25 年が経過し、実務上定着していると思われること、法定後見制度による本人のプライベートな生活への干渉・介入を正当化する要件として事理弁識能力が不十分であることが必要と考えるところ、事理弁識能力が不十分であることが確認され法定後見による干渉・介入が正当であることを「保護の開始」という審判により宣言をすることには意味があると考えられること、仮に「保護の開始」を観念しないと保護者に付与される個別の権限が保護者に属人的に帰属するのではないかとの疑念が生じ、権限をそのままに保護者だけを交代するということが果たして可能なのかという疑問が生じること、等に鑑みると、「保護を開始する旨の審判」を為すべきと考える。

さらに、乙1案の（注2）において、保護者の同意を得なければならない旨の審判をすることができる法律行為について、民法第13条第1項に規定する行為の全部又は一部に限るものとするという考え方があるとされているが、当連合会はかかる考え方についても支持する。たしかに、乙1案を徹底すれば、法定後見制度は本人にとって必要と思われる法律行為に関する権限を保護者に個別に付与しそれが積み重なっていく制度と理解され、現行法の民法第13条第1項を削除しても構わないとの考えも成り立つ。しかし、同条項を削除してしまうと、日用品の購入その他日常生活に関する行為を除いた本人が行うあらゆる行為について保護者の同意を得なければならないとすることも理論上可能となり、これは現行の保佐・補助制度よりもむしろ広範な制約を本人に対して課すことにつながる結果となり、乙1案を支持する理由に照らし、受け入れ難いからである。

以上のように、当連合会は乙1案を支持し、「保護の開始」を觀念し、同意権を付与する旨の審判が可能な範囲を画するために民法第13条第1項を存置する考え方を支持するものであるが、法定後見制度は利用者本人だけで成り立つ制度ではない。保護者の職務を引き受ける者がいて、本人と保護者との相互作用によって成り立つ制度である。他方、保護者の受け皿不足の問題が指摘されて久しく、この受け皿不足を解消して、永続的に法定後見制度を運用していくためには、保護者の負担軽減という視点もおろそかにはできない。

乙2案の評価と検討

そして、事理弁識能力を欠く常況にあつて実際に幅広いサポートが必要な人もいることに鑑みると、事理弁識能力を欠く常況にある者の類型を残し、保護の開始により保護者に一定の基本的な権限を当然に付与するという乙2案についても、実務を円滑に行うための現行法制度との連続性や本人の意思を最大限に尊重しつつ、本人の保護を重視する観点から、現時点における現実的な制度設計として引き続き検討する必要があると考える。個別的な事情に応じて保護者に個別に権限を付与していく乙1案においては、事情変更等により本人の保護に不足する場合にはその都度権限付与の審判申立てを行っていく必要があり、その分保護者の事務負担が重くなることや迅速性の観点で課題が指摘できるからである。

しかし、事理弁識能力を欠く常況にある者の類型を残すものとするれば、本人に対して不足のない網羅的な保護を求める現場の声や保護者の負担軽減の要請から、事理弁識能力を欠く常況にある者の類型に押し込もうとする力が働く可能性も否定できず、ひいては成年後見制度の創設の際の立案担当者が意図したよりも広く事理弁識能力を欠く常況にある者の類型が使われてしまう可能性がないとはいえない。また、乙2案は、事理弁識能力を欠く常況にある者の類型を残した上で、本人が現行民法第13条第1項各号に掲げる行為をした場合にはこれを取り消し得るものとするとともに同条項各号の行為につき保護者に代理権を付与するものとして提案するものである。しかし、同条項各号の行為について保護者に代理権を付与することについては支持できない。なぜなら、保護者に付与されるべき代理権は本人の支援に通常よく使われる（これがないと困る）といえるような行為に関する代理権限でなければならないと考えると、事理弁識能力を欠く常況にある者の支援のために通常（事案を超えて広く）必要と思われる行為は介護、医療、福祉に関する契約行為やそれらの支払のための預貯金の管理行為などであつて、決して民法第13条第1項各号に掲げるような本人の財産に重大な影響を及ぼすおそれのあるような特別な行為に限定されたものではないからである。

事理弁識能力を欠く常況にある者の類型を残すか否かについては、連合会内部でも様々な意見が出たところであるが、当連合会は、中間試案で提示された案の中ではなお乙1案を支持し、保護者の負担軽減という要請については見直し後の運用において応えていくべきであると考えるとともに、議論の方向性としては、乙2案の仕組みを含め、現行法制度との連続性や本人の意思を最大限に尊重しつつ、本人の保護を重視する観点から、現時点における現実的な制度設計として、引き続き検討すべきであると考ええる。

(2) 法定後見に係る審判をするための要件としての本人の同意等

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次のアによるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次のイの【甲案】又は【乙案】のいずれかの案によるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次のウの【丙案】又は【丁案】のいずれかの案によるものとする。

ア 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（後見開始の審判、保佐開始の審判及び民法第13条第1項に規定する行為以外の行為について保佐人の同意を要する旨の審判においては本人の同意を要せず、保佐人に代理権を付与する旨の審判、補助開始の審判、補助人に代理権を付与する旨の審判及び補助人の同意を要する旨の審判においては本人の同意を要するとの規律）を維持するものとする。

イ 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

【甲案】

（第1の1(1)において【乙1案】をとることを前提に）

- ① 本人以外の者の請求により、〔保護を開始する旨の審判及び〕保護者の同意を要する旨の審判をするには、本人の同意がなければならないものとする。ただし、本人がその意思を表示することができない場合において、本人の身体又は財産に重大な影響を与えるおそれがあるときはこの限りでないものとする。
- ② 本人以外の者の請求により、〔保護を開始する旨の審判及び〕保護者に代理権を付与する旨の審判をするには、本人の同意がなければならないものとする。ただし、本人がその意思を表示することができない場合において、本人に著しい不利益があるときはこの限りでないものとする。

【乙案】

（第1の1(1)において【乙1案】をとることを前提に）

本人が、〔保護を開始する旨の審判、〕保護者の同意を要する旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判をすることについて異議がある〔旨の届出をした〕ときは、家庭裁判所は、当該審判をすることができないものとする。

ウ 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

【丙案】

（第1の1(1)において【乙2案】をとることを前提に）

- (ア) 事理弁識能力が不十分である者（事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。）

本人以外の者の請求により、第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）を開始する旨の審判、保護者の同意を要する旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判をするには、本人の同意がなければならないものとする。

〔ただし、本人がその意思を表示することができない場合において、本人の利益を著しく害する事由があるときはこの限りでないものとする。〕

- (イ) 事理弁識能力を欠く常況にある者

事理弁識能力を欠く常況にある者について第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）を開始する旨の審判、民法第13条第1項に規定する行為以外の行為について本人がした行為を取り消すことができる旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判をするについて、本人の同意を要件としないものとする。

【丁案】

（第1の1(1)において【乙2案】をとることを前提に）

(ア) 事理弁識能力が不十分である者（事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。）

本人が、第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）を開始する旨の審判、保護者に代理権を付与する旨の審判及び保護者の同意を要する旨の審判をすることについて異議がある〔旨の届出をした〕ときは、家庭裁判所は、当該審判をすることができないものとする。

(イ) 事理弁識能力を欠く常況にある者

第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）を開始する旨の審判、民法第13条第1項に規定する行為以外の行為について本人がした行為を取り消すことができる旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判をするについて、本人の同意等を要件としないものとする。

【意見の要旨】

第1の1(2)について、イの甲案を支持する。

【理由】

法定後見制度は、本人の生活に干渉する、本人の権利・自由に制約を加える側面を有する制度であることに鑑みると、制度を利用するか否かの判断は本人の意思に委ねることが適当であって、制度の利用には原則本人の請求若しくは同意が必要と考えるべきである。

他方、国の基本計画は、成年後見制度を地域共生社会の実現を目的とした権利擁護支援策の1つとして位置づけ、多様な人々がそれぞれの地域の中でともに暮らしていく上で必要かつ有益な制度と捉える。その多様な人々の中には、自ら請求若しくは同意をすることが難しい遷延性意識障害の人や養護者から虐待を受けていてもその養護者をかばってしまう人、セルフ・ネグレクト状態の人もある。法定後見制度はかかる人も対象とし得るものである必要があり、具体的には本人に法的に有効な同意をする能力がない場合や制度の意味内容を理解できないまま表面的に利用を拒否しているなど本人の同意を得ることができない場合であっても一定の厳格な要件（「本人の身体又は財産に重大な影響を与えるおそれがあるとき」、「本人に著しい不利益があるとき」などの要件）の下、利用可能となる仕組みでなければならない。もちろん、本人に法的に有効な同意をする能力はあるもののそれでもなお同意をしない場合には、法定後見制度によるプライベートな生活領域への介入を正当化することができず制度を利用することはできない。しかし、生活が破綻するほどの行為に及ぶおそれが高いようなケースで同意をしないなどの場合は、そもそも法的に有効な同意をする能力に疑いが生じるのであって、その同意をする能力があるかどうかの判断によっては、法定後見制度による介入の余地が出てくるものとする。

よって、当連合会は、第 1 の 1 (1) において乙 1 案を支持したうえで、法定後見に係る審判をするための要件としての本人の同意を必要とするイの甲案を支持する。

(3) 申立権者（請求権者）

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、次の【甲案】又は【乙案】のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）

現行法の規律（本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保護者、保護者の監督人又は検察官を請求者とする規律）を維持するものとする。

（注）現行法の申立権者である「四親等内の親族」について、その範囲を四親等内よりも狭くするものとするとの考え方がある。

【乙案】

（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）

現行法の申立権者に加えて、任意後見人が欠けたことにより任意後見契約が終了した時に任意後見監督人であった者や利害関係人を申立権者とする 것을含めて申立権者を広げる方向で見直すことについて、引き続き、検討するものとする。

（注1）現行法の申立権者である「四親等内の親族」について、その範囲を四親等内よりも狭くするものとするとの考え方がある。

（注2）本文で例示した事項のほかにも本人が公正証書によって法定後見の申立権者と指定した者を申立権者とする規律を設けることについて、引き続き、検討するものとする。

【意見の要旨】

第1の1（3）について、基本的には乙案を支持するが、利害関係人に法定後見の申立権限を付与する考え方については支持しない。

【理由】

任意後見人が死亡する、或いは不正な行為等により解任される、こういったケースはままある。その場合任意後見契約は当然に終了してしまうことから、本人の継続的な保護のためには急ぎ法定後見の申立てを行うことが必要となってくる。しかし、本人が事理弁識能力を欠く常況にあるような場合には本人申立てができず、しかも身近に申立てをしてくれる親族がいない場合には、首長申立てに頼るしかないことになるが、首長申立てにはある程度の時間がかかることが一般であって、本人の保護に間隙を生じさせてしまうことになる。

そこで、端的に任意後見人監督人であった者を法定後見の申立権者として追加すべきである。

他方、現行民法 858 条における「本人意思の尊重」という基本理念は、制度改正後もなお重要な理念であり続けるところ、この本人の意思尊重という基本理念からすると、利害関係人にまで法定後見の申立権限を拡大することは本人の制度利用意思の軽視につながり適当ではないだろう。また、仮に、利害関係人に申立権限を付与したとしても、本人以外の者から法定後見の申立てがあった場合には原則本人の同意が必要となるし、本人に同意する能力がない場合においては「本人の身体又は財産に重大な影響を与えるおそれがあるとき」ない

し「本人に著しい不利益があるとき」などといった別の要件が求められるのであって、実際に利害関係人に申立権限を付与しても実効性は薄いと思われる。

2 法定後見の規律に係る取消権者及び追認

第1の1(1)において、いずれの案をとる場合であっても、次の【甲案】から【丙案】までのいずれかの案によるものとする。

【甲案】

(第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても)

(1) 取消権者

現行法の規律(法定後見の規律によって取り消すことができる行為は、本人(他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあつては、当該他の制限行為能力者を含む。)又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者を取消権者とする規律)を維持するものとする。

(2) 追認

現行法の規律(取消権者を追認権者とする規律)を維持するものとする。

【乙1案】

(第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても)

(1) 取消権者

法定後見の規律によって取り消すことができる行為は、本人又はその代理人、承継人若しくは取消権を付与する旨の審判を受けた保護者に限り、取り消すことができるものとする。

(注) 取消権を付与する旨の審判を受けた保護者が取り消すことができる旨の規律に代えて(又は加えて)、本人の有する取消権の行使について代理権を付与する旨の審判を受けた保護者が取り消すことができる旨の規律を設けるとの考え方がある。

(2) 追認

現行法の規律(取消権者を追認権者とする規律)を維持するものとする。

【乙2案】

(第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても)

(1) 取消権者

法定後見の規律によって取り消すことができる行為は、本人又はその代理人(法定後見の保護者を除く。)、承継人、同意をすることができる者若しくは取消権を付与する旨の審判を受けた保護者に限り、取り消すことができるものとする。

(注) 取消権を付与する旨の審判を受けた保護者が取り消すことができる旨の規律に代えて(又は加えて)、本人の有する取消権の行使について代理権を付与する旨の審判を受けた保護者が取り消すことができる旨の規律を設けるとの考え方がある。

(2) 追認

現行法の規律(取消権者を追認権者とする規律)を維持するものとする。

【丙案】

(第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても)

(1) 取消権者

法定後見の規律によって取り消すことができる行為は、本人又はその代理人(法定後見の保護者を除く。)若しくは承継人に限り、取り消すことができるものとする。

る。〔事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合には〕本人が事理弁識能力を欠く常況にあるときは、家庭裁判所は、保護者に取消権を付与する旨の審判をすることができ、当該審判を受けた保護者は、当該行為を取り消すことができるものとする。

(2) 追認

取り消すことができる行為は、取消権者及び同意をすることができる者が追認したときは、以後、取り消すことができないものとする。

(注) 追認に係る現行法の規律（取消権者を追認権者とする規律）を維持するものとするとの考え方がある。

(後注) 【甲案】、【乙1案】、【乙2案】及び【丙案】のいずれの案をとる場合であっても、保護者の義務の規律に関して、保護者が取消権を行使する場合には本人の意思を尊重する義務があることを明確にするとの考え方があることについては、保護者の職務及び義務の項を参照。

【意見の要旨】

第1の2について、丙案を支持するが、「慎重な審理の下、家庭裁判所は保護者に取消権を付与する旨の審判をすることができるものとする」とについて、引き続き検討すべきである。

【理由】

同意権・取消権は本人の自由な行動を制約する権限である。特に取消権は本人がひとたび心に決めてした行為の結果を覆す行為であって本人の権利・自由に対する制約の度合いが強く、制度的に完全に撤廃しても本人の保護に支障がないのであれば、撤廃の方向で見直すべきということになる。今後、福祉の現場で意思決定支援が相当程度充実し、同意権や取消権を撤廃しても本人の保護に欠けるところがないようになるのかもしれないが、そこまで至っていない現状においては、本人の生活を守るための最後の砦（セーフガード）として、なお同意権及び取消権は存置すべきである。

そして、自己決定の尊重の観点からすれば、その最後の砦としての取消権は一定の支援のもとで本人自身が自ら主体的に行使する必要がある、したがって、法定後見の規律によって取り消すことができる行為は本人のみが取り消すことができ、取消しの対象となる行為について代理権を有する法定後見の保護者や同意をすることができる保護者は原則として取り消すことができないと考えるべきである。そして、この考えに沿う案は丙案である。

甲案、乙1案は、取消権の主体として代理人を掲げており、しかも法定後見における保護者としての代理人を排除していないことから、法定後見の規律によって取り消すことができる行為につき代理権を付与された保護者に対して常に取消権を付与する仕組みとなっている。また、甲案、乙2案は同意をすることができる保護者に対して常に取消権を付与する仕組みとなっており、したがって、甲案、乙1案、乙2案のいずれも支持できない。

他方、本人において客観的に見て回復不可能な多大な損害が既に発生しているにもかかわらず、本人が自ら取消しをしない場合も十分あり得る。また、第1の1（1）の法定後見の枠組みに関して乙1案を支持するところ、事理弁識能力が不十分である者の中には事理弁識

能力を欠く常況にある者も含まれ、そのような場合の本人において迅速な取消権の行使を期待することは難しい。

そこで、最後の砦としての取消権の機能をここぞという場面で十全に発揮させるためには、保護者による取消権行使の余地を残す必要があるのであって、基本的には丙案を支持するも、丙案の考えに加え、家庭裁判所は保護者に取消権を付与する旨の審判をすることができるものとするを引き続き検討すべきと考える。

もちろん、取消権の行使は本人の意思に基づく法律行為を覆す行為であって本人の自己決定に対する制約の度合いも高いことから、その取消権を付与する旨の審判の審理過程においては、取消権を保護者に付与しなければならない具体的事情や本人の意向などにつき慎重に検討する必要がある。

なお、このように保護者に取消権を付与する旨の審判という新しい審判形態を取り入れるとなると、家庭裁判所の負担が増えるとも考えられるが、現行法のもとにおいても保護者が取消権を行使する場面は多くはなく、かかる取消権の実際の利用実態に鑑みると、家庭裁判所の負担もそれほど大きくはないと考える。

第2 法定後見の終了

- 1 法定後見の開始の審判又は保護者に権限を付与する旨の（個別の）審判の取消し
第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、【乙1案】をとる場合には次の(2)によるものとし、【乙2案】をとる場合には次の(3)によるものとする。

(1) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律を維持するものとする。

(2) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

- ① 本人の事理弁識能力が回復してその程度が不十分であるとはいえなくなったときは、家庭裁判所は、請求権者の請求により、〔保護開始の審判、〕保護者の同意を要する旨の審判及び〔特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判並びに〕保護者に代理権を付与する旨の審判を取り消さなければならないものとする。

- ② 家庭裁判所は、必要がなくなつたと認める場合には、請求権者の請求により、保護者の同意を要する旨の審判及び〔特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判並びに〕保護者に代理権を付与する旨の審判を取り消すことができるものとする。

- 〔③ 保護者の同意を要する旨の審判及び特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判並びに保護者に代理権を付与する旨の審判を全て取り消す場合には、家庭裁判所は、保護開始の審判を取り消さなければならないものとする。〕

(注1) 保護開始の審判をするものとする考え方をとる場合に、保護開始の審判を取り消さなければならないものとするのではなく、保護を終了する旨（法定後見を終了する旨）の審判をしなければならないものとするとの考え方がある。

(注2) 本人以外の者の請求により、〔保護開始の審判を取り消す旨の審判又は〕保護者の同意を要する旨の審判の取消しの審判〔若しくは特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判の取消しの審判〕若しくは保護者に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判をするには、本人の同意がなければならないものとするとの考え方がある。

(3) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

- ① （第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）を開始する旨の審判がされている場合に）本人の事理弁識能力が回復してその程度が不十分であるとはいえなくなったときは、家庭裁判所は、請求権者の請求により、保護Aを開始する旨の審判を取り消さなければならないものとする。

- ② （第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）を開始する旨の審判がされている場合に）本人の事理弁識能力が回復して事理弁識能力を欠く常況である者であるとはいえなくなったときは、家庭裁判所は、請求権者の請求により、保護Bを開始する旨の審判を取り消さなければならないものとする。

- ③ 家庭裁判所は、必要がなくなつたと認める場合には、請求権者の請求により、保護者の同意を要する旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判並びに

民法第13条第1項に規定する行為以外の行為について本人がした行為を取り消すことができる旨の審判を取り消すことができるものとする。

④ 保護者の同意を要する旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判を全て取り消す場合には、家庭裁判所は、保護Aを開始する旨の審判を取り消さなければならないものとする。

⑤ 家庭裁判所は、必要がなくなつたと認める場合には、請求権者の請求により、保護Bを開始する旨の審判を取り消すことができるものとする。

(注1) 保護開始の審判を取り消さなければならないものとするのではなく、保護を終了する旨（法定後見を終了する旨）の審判をしなければならないものとするとの考え方がある。

(注2) 本人以外の者の請求により、保護開始の審判を取り消す旨の審判又は保護者の同意を要する旨の審判の取消しの審判若しくは保護者に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判をするには、本人の同意がなければならないものとするとの考え方がある。

(後注) 法定後見の終了の規律等の見直しに伴い、現行法の仕組みよりも法定後見の保護者がその地位を有しないこととなる場面が増えることに照らし、本人の取引の相手方の保護について必要な見直しをすることについて、引き続き、検討するものとする。

【意見の要旨】

第2の1について、(2)の提案を支持するが、(2)②につき、「家庭裁判所は必要がなくなつたと認める場合には～審判を取り消すことができるものとする。」との表現は適当ではなく、①と同様に「審判を取り消さなければならないものとする。」との方向で引き続き検討すべきである。

【理由】

本人が十分な事理弁識能力を有しているのであれば、自由な意思決定に基づき、使者や任意代理のための委任契約、信託、その他法制度の利用が考えられ、仮に、本人の意思決定が困難であるとする、本人の意思を引き出すための現場における福祉的な支援によって本人保護を図ることがふさわしく、敢えて本人の権利・自由に制約を加える法定後見制度を利用する必要はない。

現行法も法定後見の開始の際には事理弁識能力が不十分であること等を要件としており、現行法との連続性確保の観点からも、また、本人の生活に法律をもって干渉・介入することを正当化するためにも、事理弁識能力が不十分であることを法定後見制度の利用のための1つの独立した要件と捉えるべきである（利用のための要件であって、利用開始後もその状態が続いていることが必要）。

したがって、法定後見制度の利用開始時に事理弁識能力が不十分であったが、事後的に事理弁識能力が回復した場合は、現行法と同様に制度の利用は（請求権者の請求により）当然終了することになる。

また、法定後見制度の利用開始時において、保護者に付与すべき権限ごとにその必要性を考慮するのであれば、一旦付与された個別の権限について事後的にその必要性が失われた場合には家庭裁判所は請求権者の請求を待ってその個別の権限を取り消さなければならない（し

たがって、②の「審判を取り消すことができるものとする。」との表現は適切ではないと考える）、そして保護者に付与された全ての権限についてその必要性が失われたとして取り消された場合には制度の利用が終了することもまた、当然の帰結である。

現行の法定後見制度における保佐、後見の各制度においては、一旦利用を開始すると、事理弁識能力が回復しない限り制度の利用を止めることができない。脳梗塞などの脳卒中系の病気の場合には一時的な障害があっても回復するということはあるだろうが、認知症の場合は服薬等によりその進行を抑えることは可能とされているものの、現代医学であっても完全回復は望めない。その他の精神上的障害の場合も服薬などにより精神症状を抑え、コントロールすることはできるだろうが、事理弁識能力の完全回復は難しい場合も多いと思われる。したがって、一旦保佐、後見の制度の利用を開始するとなかなか止めることができないことになるが、この一旦利用すると止められないという心理的圧迫が、制度の利用を躊躇させる一因となっているものと考えられる。保護の必要性が全て失われた場合には制度の利用を止めることができるものと制度を改めることにより、法定後見制度の利用しやすさにつながり、最終的には制度の利用促進にもつながってくると考える。

ただし、本人が制度の継続利用を希望するのであれば、原則として利用を継続できるような仕組みが望ましいだろう。

なお、保護開始の審判をするものとする考え方をとることを前提として、保護の必要性が全て消失した場合に、開始審判の取消しの審判をするのか、それとも保護を終了する旨の審判をするのかについて（注1）に記載があるが、取消しも終了もいずれも遡及効がないことは同じであって、要は感覚の問題であるといえる。そして、現行法との連続性からすると開始審判の取消しの審判が適当であろうが、市民一般の感覚からすると、「終わった」という意味での終了という言葉が表現として分かりやすいように感じるところもあり、この点なお、引き続き検討を要すると考える。

2 法定後見に係る期間

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、次の【甲案】、【乙1案】又は【乙2案】のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

(第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても)

現行法の規律を維持する(法定後見に係る期間は設けない)ものとする。

【乙1案】

(第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても)

① 家庭裁判所は、次の審判をする場合には次の期間を定めなければならないものとする。

a 保護者に代理権を付与する旨の審判 保護者が代理権を有する期間

b 保護者の同意を要する旨の審判 保護者の同意を要する期間

c 本人のする法律行為を取り消すことができる旨の審判 取り消すことができる法律行為の期間

d 保護者を選任する審判 その任期

② 保護者は、①aからdまでの期間が満了する前の一定期間の間に、①aからdまでの期間の更新の要否について、家庭裁判所に報告をしなければならないものとする。

③ 保護者及び①aからdまでの審判の請求権者は、①aからdまでの期間が満了する前の一定期間の間に、①aからdまでの期間の更新を求める旨の申立てをすることができるものとする。

(注1) 期間を定めることを必要的とせず、家庭裁判所の裁量によって定めることができるものとするとの考え方がある。

(注2) 期間については、家庭裁判所の裁量に委ねる考え方、上限を法定した上でその範囲で家庭裁判所の裁量に委ねる考え方がある。

(注3) 期間満了する前の一定期間の間に、②の報告がないときは、家庭裁判所が職権で①aからdまでの期間を伸長することができるものとするとの考え方がある。

(後注) この考え方は、②の報告をしないことが保護者の解任事由となり得る(現行民法第846条の「その他後見の任務に適しない事由があるとき」に該当し得る)ものであることを前提としている。

【乙2案】

(第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても)

① 保護者は、法定後見の開始から法定された期間(〔 〕年)経過後〔 〕月内に、家庭裁判所に対し、法定後見の要件の存在に関する報告をしなければならないものとする。

② 家庭裁判所は、①の報告又は①の報告がなく職権で調査した結果により、法定後見の要件が存在していると認めることができない場合には、申立てにより又は職権で、保護を開始する審判を取り消す〔終了する〕旨の審判又は保護者に代理権を付与する旨の審判若しくは保護者の同意を要する旨の審判を取り消す旨の審判をするものとする。

(後注) この考え方は、①の報告をしないことが保護者の解任事由となり得る（現行民法第846条の「その他後見の任務に適しない事由があるとき」に該当し得る）ものであることを前提としている。

【意見の要旨】

第2の2について、乙2案を支持する。

【理由】

法定後見は既述のとおり必要性が失われれば終了する制度とすべきであり、本来的には必要性が失われればいつでも終了できることを前提に、そのことを制度的に担保するための措置（漫然と継続してしまうことを避けるための措置）として期間を設けるという位置づけにすることが適当だろう。期間の設け方に関する考え方は様々であるが、要は見直しの機会が保障されればよいのであるから、ことさら期間の長さを事案ごとに設定するなど複雑にする必要はなく、一律の期間でよいと考える。

ただし、期間満了により当然終了とすると、なお保護の継続が必要な場合に本人に与える影響は大きいものがある。

そこで、保護者がその期間が終わる前や定期報告の際に保護の必要性に関する報告を行い、その報告を踏まえて家庭裁判所が最終的に取消しないし終了の判断をする仕組みや、本人が継続して制度の利用を望むのであれば、家庭裁判所が本人の意向も尊重して判断する仕組みとすることが必要であり、期間が終了するタイミングとは、確実に終了させるタイミングではなく、法定後見の必要性について振り返り、チェックし、見直すタイミングとして取り扱うのが適当と考える。

第3 保護者に関する検討事項

1 保護者の選任

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、次の案によるものとする。

現行法の規律を基本的に維持するものとしつつ、保護者の選任における考慮要素のうち本人の意見を重視すべきであることを明確にするために、例えば、「本人の意見」を考慮要素の冒頭に規定する考え方について、引き続き、検討するものとする。

【意見の要旨】

第3の1について、提案のとおり、引き続き、検討することを支持する。

【理由】

民法第843条第4項等において、家庭裁判所が保護者を選任するに当たり考慮しなければならない事情が規定されており、そのうちの1つに「本人の意見」が挙げられているが、現行法では考慮すべき事情のなかで最後に挙げられている。

もっとも、ここで列举されている事情はいずれも重要な事情であり、列举されている順番によって考慮要素としての重要度に差はないと考えるが、成年後見制度の基本理念が本人の自己決定の尊重にあることからすれば、「本人の意見」を重視すべきであることが明確になることは基本理念に沿うものであり、これを冒頭に規定する考え方も、「本人の意見」を重視すべきであることをより明確にするための一方策として有用といえ、提案のとおり、引き続き、検討することを支持する。

2 保護者の解任（交代）等

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、次の【甲1案】、【甲2案】、【乙1案】又は【乙2案】のいずれかの案によるものとする。

【甲1案】

（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）

(1) 解任事由

現行法の規律を維持する（保護者に不正な行為、著しい不行跡その他の保護の任務に適しない事由があるときとの規律を維持し、新たに解任事由に関する規律を設けない）ものとする。

（注）現行法の解任事由の文言については、引き続き、検討するものとする。

(2) 欠格事由

現行法の規律（家庭裁判所で免ぜられた保護者であることを欠格事由とする規律）を維持するものとする。

【甲2案】

（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）

(1) 解任事由

現行法の規律を維持する（保護者に不正な行為、著しい不行跡その他の保護の任務に適しない事由があるときとの規律を維持し、新たに解任事由に関する規律を設けない）ものとする。

（注）現行法の解任事由の文言については、引き続き、検討するものとする。

(2) 欠格事由

現行法の解任事由のうち、保護者が「不正な行為」及び「著しい不行跡」によって解任されたことは欠格事由とするものとし、「その他の保護の任務に適しない事由があるとき」によって解任されたことは欠格事由としないものとする。

（注）法定後見の保護者については、欠格事由の規律を削除するものとするとの考え方がある。

【乙1案】

（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）

(1) 解任事由

① 解任事由に関して、本人の利益のために特に必要がある場合を念頭において、新たに解任事由の規律を設けるものとする。

② 新たに設ける解任事由による解任の手続は、請求権者による請求又は職権により、行うものとする。

（注1）請求権者については、現行法と同様のものとする考え方と、狭くする考え方がある。

（注2）現行法の解任事由の文言については、引き続き、検討するものとする。

(2) 欠格事由

保護者が現行法の解任事由によって解任されたことを欠格事由とする規律は維持するものとし、新たに設ける解任事由によって解任されたことを欠格事由としないものとする。

【乙2案】

(第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても)

(1) 解任事由

① 解任事由に関して、本人の利益のために特に必要がある場合を念頭において、新たに解任事由に関する規律を設けるものとする。

② 新たに設ける解任事由による解任の手続は、請求権者による請求又は職権により、行うものとする。

(注1) 請求権者については、現行法と同様のものとする考え方と、狭くする考え方がある。

(注2) 現行法の解任事由の文言については、引き続き、検討するものとする。

(2) 欠格事由

現行法の解任事由のうち、保護者が「不正な行為」及び「著しい不行跡」によって解任されたことは欠格事由とするものとし、「その他の保護の任務に適しない事由があるとき」及び新たに設ける解任事由によって解任されたことを欠格事由としないものとする。

(注) 法定後見の保護者については、欠格事由の規律を削除するものとするとの考え方がある。

【意見の要旨】

第3の2について、乙2案を支持する。

(ただし、乙2案の「本人の利益のために特に必要がある場合」を「その他後見の任務に適しない事由があるとき」に含むと解し得るのであれば、甲2案による見直しで足りるとも考える。)

【理由】

基本計画のうち、「Ⅱ成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策」において、「2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等」が示されており、そのうちの1つとして「(2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等」が挙げられている。

この点につき、保護者が本人の状況に応じて交代することができる仕組みを設けることに賛同し、「適切な後見人等の選任・交代の推進等」のニーズに応えるためにも、保護者が円滑に交代できる制度は必要だと考える。

現在の成年後見実務では、チームでの支援が重要となっているが、そのチーム支援の中で、保護者とチームのその他の関係者との間でうまく連携が図れず、結果として本人にとって適切な支援が行われていないケースがある。また、当初は解決すべき課題があり専門職後見人が選任されたものの、課題が解決したため専門職後見人による保護の必要はなくなり、より本人に身近な存在である市民後見人等による保護に交代をすることが、本人にとってのより適切な支援につながるというケースもある。このようなケースでは保護者が辞任するケースが大半であるものの、保護者が辞任に応じないこともあり、そのような場合、現行の制度での対応が困難となり、本人にとって望ましくない状況が続くこともある。その1つの主な原因としては、現行の規律においては保護者の解任が欠格事由となっていることから、保護者を解任するには相応の事由が必要であり、余程の事情がない限り解任には至らないという点にあると思われる。

また、現行の規律における解任事由は、保護者側の事由による事項のみが規定されているため、本人の利益を踏まえた保護者の交代が可能であるかは定かではなく、この点について明確に規定することができれば、「適切な後見人等の選任・交代の推進等」に資することになると考える。

以上を踏まえて規律を見直すことで、現在の実務において、現行法上は解任するほどの事由に当たるかどうか不明なために、仮に家庭裁判所が、保護者を交代させるのが適当と判断した場合でも、辞任の勧告をしたり、別の者を追加選任して権限を分掌した上で、保護者の辞任につなげていたりしているケースにおいても、スムーズに保護者の交代につなげていけるのではないかと考える。

もっとも、このような制度に改正するとしても、交代にあたっては本人や親族等の意見だけでなく、保護者の意見も十分に考慮することが必要だと考える。

なお、この新しい解任の審判の申立権者については、チーム支援の関係者や市町村長、中核機関などを加えることも考えられるが、それらの関係者が本人のために保護者の交代を望む場合には、現行の実務と同様に苦情などとして本人情報シートと同じような情報を家庭裁判所に報告することによって、家庭裁判所の職権で解任するという方法も取り得るので、申立権者は、現行法と同様でよいと考える。

3 保護者の職務及び義務

(1) 本人の意思の尊重及び身上の配慮

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、次の案によるものとする。

保護者は、その事務を行うに当たって、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならないものとするとの現行法の規律について、次の点を引き続き、検討するものとする。

ア 保護者が本人の意思を尊重するに当たっては、〔本人の心身の状態を考慮した上で、〕本人に対し、その事務の処理の状況その他必要な情報を提供し、本人の意思を把握するように努めなければならないことを明確にすること。

イ 保護者がその事務を行うに当たって本人の意思を尊重しなければならないことに関して、保護者が取消権を行使するには本人の意思を尊重しなければならないことを明確にすること。

(注)「意思」との用語について、これに代わるより適切な表現があれば、例えば、真意、意向、選好など、その用語の見直しを含めて検討すべきであるとの考え方があ

(2) 財産の調査及び目録の作成等

ア 財産の調査及び目録の作成並びに財産の目録の作成前の権限

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(ア)によるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次の(イ)によるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次の(ウ)によるものとする。

(ア) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（成年後見人については本人の財産を調査し、その目録を作成しなければならず、財産の目録の作成を終わるまでは急迫の必要がある行為のみをする権限を有する旨の規律）を維持するものとする。

(イ) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）の保護者について財産の調査及び目録の作成、財産目録の作成前の権限に関する規律を設けないものとし、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）の保護者について財産の調査及び目録の作成、財産目録の作成前の権限に関する規律を設ける（維持する）ものとする。

(ウ) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

成年後見制度における財産の調査及び目録の作成、財産目録の作成前の権限に関する規律を設けない（削除する）ものとする。

(注) 第1の1(1)において、【甲案】をとる場合の保佐若しくは補助、【乙2案】をとる場合の保護A又は【乙1案】をとる場合であっても、家庭裁判所が必要であると認めるときは、保護者に財産の調査及び目録の作成を命ずることができ、当該保護者は財産の目録の作成を終わるまでは急迫の必要があ

る行為のみをする権限を有する旨の規律を設けるものとするとの考え方がある。

イ 成年後見人の本人に対する債権又は債務の申出義務、成年被後見人が包括財産を取得した場合についての準用及び支出金額の予定

成年後見人の本人に対する債権又は債務の申出義務、成年被後見人が包括財産を取得した場合についての準用及び支出金額の予定の規律については、前記アの財産の調査及び目録の作成、財産の目録の作成前の権限に関する規律と同様とするものとする。

ウ 財産の管理及び代表

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(ア)によるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）及び【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次の(イ)によるものとする。

(ア) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（成年後見人は、本人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について本人を代表する旨の規律）を維持するものとする。

(イ) 第1の1(1)において【乙1案】又は【乙2案】をとる場合

保護者は、本人の財産を管理し、かつ、財産に関する法律行為について本人を代表する旨の規律を設けない（削除する）ものとする。

(3) 成年後見人による郵便物等の管理

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次のアによるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次のイによるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次のウによるものとする。

ア 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（家庭裁判所は、請求により、成年後見人に限って、その事務を行うに当たって必要があるときに6か月を超えない期間を定めて本人宛ての郵便物を成年後見人に配達すべき旨を囑託することができる旨の規律）を維持するものとする。

イ 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）の保護者について郵便物等の管理の規律を設けないものとし、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）の保護者について郵便物等の管理の規律を設ける（維持する）ものとする。

ウ 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

郵便物等の管理の規律を設けない（削除する）ものとする。

(注) アからウまでのいずれにおいても、郵便物等の管理の規律を設けるものとするとの考え方がある。

(4) 成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可、利益相反行為、成年後見の終了の際の後見の計算等

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、次の案によるものとする。

成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可、利益相反行為、成年後見の終了の際の後見の計算等前記(1)から(3)まで以外の保護者の職務及び義務の規律(現行民法第4編第5章第3節(後見の事務)及び第4節(後見の終了)に相当する規律のうち報酬、監督及び本人死亡後の権限の規律を除いたもの)については、現行法の規律を維持するものとする。

(注1) 保護者が本人の財産状況を正確に把握することができるようにするために、保護者は、その事務を行うため必要があるときは、家庭裁判所の許可を得て、本人の財産の状況を調査することができる旨の規律を設けるものとするとの考え方がある。

(注2) 家庭裁判所が保護者に対して本人の治療行為その他の医的侵襲に関する同意権を付与することができる旨の規律について議論する必要があるとの考え方があるところ、保護者に本人の治療行為その他の医的侵襲に関する同意権を付与することについては慎重に検討する必要があるとの考え方がある。

【意見の要旨】

以下、第1の1(1)において、乙1案を支持する立場から意見する。

第3の3(1)について、提案のとおり、引き続き、検討することを支持する。

第3の3(2)について、提案を支持する。

第3の3(3)について、提案を支持せず、(注)の考え方によるべきである。

第3の3(4)について、提案を支持する。

【理由】

1 (1)について、保護者が、本人の意思及び身上の配慮に関する義務を負うとする現行法の規律について、さらにア、イの点につき引き続き検討することに異論はない。

もっとも、保護者が負う、本人の意思の尊重及び身上の配慮に関する義務については、いずれも保護者が負う善管注意義務を明確かつ具体的にしたものであり、この考え方を超えて、さらに新たな義務を保護者に課すことを意味するものではないということを前提とする。

なお、適切な時機に、必要な範囲・期間で制度利用することを可能とした場合の保護者の義務については、付与がされた代理権等の範囲で一定の義務を負う旨の規律を導入するなどの方法により、本人に必要な範囲で個別的に付与される権限と切り離して、広範で曖昧な義務を保護者が負うことはないことを明確にする必要があると考える。

また、意思決定支援については、成年後見制度における保護者が業務を行う上で重要なものであると考えるが、保護者のみとするのではなく本人の支援者それぞれが行うものであるべきところ、現時点においてその内容や考え方が本人の周りの支援者によって統一されていない状況にあると思われることから、ただちに民法に規定することは慎重に検討する必要があると考える。

2 (2) について、まず、ア(ウ)につき、財産の調査及び目録の作成等の現行法の規律については、説明にも記載のあるとおり、包括的な財産管理権限を背景としているため、第1の1(1)において乙1案をとる場合には、現行の保佐・補助類型と同様に、付与された個別の代理権の範囲内で、財産の調査及び目録を作成することとすれば十分だと考えるので、現行の規定を削除し、規律を設けないとの案を支持する。

なお、(注)の考え方と同様、保護者に本人保護の必要性に応じて個別の権限を付与する仕組みとした場合であっても、本人の財産を正確に把握することによって、はじめて本人にとっての必要性を判断することができるというケースも考えられるため、保護者に財産管理に関する代理権が付与されていないケースでも、財産調査の権限を付与するなどの方法によって、保護者が就任した際に、本人の収支状況や財産状況を正確に把握できるような制度を設ける必要があると考える。

もっとも、本人の状況に応じた後見事務を行うために、個別代理権の範囲を超えて本人の財産を包括的に調査する必要があると家庭裁判所が判断した場合には、保護者に「本人の財産を調査するために必要な一切の事項」について代理権を付与したり、家事事件手続法第124条の規定に基づいて調査権限を付与することで足り、そのための新たな規律を設ける必要までではないのではないかと考える。

イ、ウ(イ)については、提案のとおり整理することが適当と考える。

3 (3) 保護者による郵便物等の管理については、保護者に付与される代理権が一定の範囲の個別代理権とする規律になったとしても、一定期間郵便物等を管理する必要のある事案は多いと考えるので、これにかかる規律を設けず一律に削除するとの案には消極である。

たしかに、郵便物等は本人のプライバシーにかかる内容のものも含まれ、これらについては慎重な取扱いが必要であると考えますが、本人の財産管理や身上保護を適切に行うための端緒となる重要な情報もあり、本人の状況や必要性に応じて、ケースによっては、保護者が郵便物等を管理することができるような規律を設けることにつき、引き続き検討する必要があると考える。

提案では、「規律を設けない(削除する)」案のみ示されているが、その前提として、郵便物等の管理について、「郵便物等の管理」という個別の代理権として付与することができると考えられるかどうかを検討していくこともあわせ、(注)に記載のとおり、アからウまでのいずれにおいても、郵便物等の管理の規律を設ける(維持する)ものとする考え方についても、引き続き、検討するべきである。

4 (4) の案に異論はない。

なお、(注1)の考え方については、前記2で記載したとおりであり、当連合会も同様に考える。

(注2)の考え方については、医療の場面における同意に関しては、成年後見制度における同意のあり方だけを検討するのではなく、まずは、医療にかかる現行の各種ガイドラインによる取り組みを広めていくとともに、成年後見制度にかかわらず一般に、本人の配偶者や子等の親族による同意のあり方についての整理・検討をする必要があり、諸外国の制度も参考に、医療同意全体として検討すべき事項であると考えます。

そのような状況下で、成年後見制度においてのみ医療の同意権限について規定することは困難であると考えるが、重要な事項であり引き続き国全体で議論をしていくべき事柄であると考える。

4 本人の死亡後の成年後見人の権限（死後事務）等

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次の(2)によるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次の(3)によるものとする。

(1) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるとき等は、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、特定の財産の保存に必要な行為、弁済期が到来している債務の弁済をすることができ、また、家庭裁判所の許可を得て、死体の火葬若しくは埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為をすることができる旨の規律）を維持するものとする。

（注）保佐人及び補助人に死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結の権限を有する（ただし、家庭裁判所の許可を得なければならないものとする。）旨の規律を設けるものとするとの考え方がある。

(2) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）の保護者について本人の死亡後の保護者の権限の規律を設けないものとし、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）の保護者について本人の死亡後の保護者の権限の規律を設ける（規律を維持する）ものとする。

（注）第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）の保護者に死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結の権限を有する（ただし、家庭裁判所の許可を得なければならないものとする。）旨の規律を設けるものとするとの考え方がある。

(3) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

本人の死亡後の保護者の権限の規律を設けない（規律を削除する）ものとする。

（注）保護者に本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結の権限を有する（ただし、家庭裁判所の許可を得なければならないものとする。）旨の規律を設けるものとするとの考え方がある。

（後注）(1)から(3)までの（注）の考え方に関し、(1)の（注）の保佐人及び補助人並びに(2)及び(3)の各（注）の各保護者について、①相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為、②相続財産に属する債務の弁済（弁済期が到来しているものに限る。）及び相続財産の保存に必要な行為のうち、これらの者が本人の死亡前に有していた権限と関係性を有するものについて、家庭裁判所の許可を得た上で、これらの者がその行為をすることができる旨の規律を設けるものとするとの考え方について、引き続き、検討するものとする。

【意見の要旨】

第3の4について、提案を支持しない。

それぞれの（注）及び（後注）の考え方とおり、引き続き、検討するべきである。

【理由】

現行制度における死後事務の規律は、包括的な財産管理権を有していることを理由に後見類型に限って保存行為、債務の弁済を許可する規律をおいている点については、理に適って

いる一面もあるが、一方で本人のご遺体の火葬又は埋葬に関する契約の締結を許可する規律については、実務の現場からの意見としては財産管理権とはあまり関係がないと感じている。

保護者が、身寄りがなかったり親族等のかかわりが希薄な本人の死亡に直面してもっとも苦慮することがご遺体の火葬だが、それは本人が死亡し、時間的猶予がないなかで行う必要があり、また、後見業務でないからという理由をもって看過することが許容されない社会的な要請があり、保佐人や補助人であっても火葬を執り行っているケースは多く、そのような保護者を不必要なトラブルから守るために、死後事務の権限を根拠づける規定が必要だと考える。

現状、死亡届は保佐人や補助人も届出人として規定されており、実際にやむを得ず死亡届を行い、その際に火葬許可証の交付を受けた上で火葬を執り行うケースは少なくないため、代理権が包括的なものであるか個別的なものであるかで火葬又は埋葬に関する契約を締結する権限の有無を区別するのではなく、死亡届を行った保護者が、家庭裁判所の許可に基づき権限を得て執り行うことができるようになることが望まれる。

もっとも、現在、身寄りのない方の死後事務について、保護者が選任されている場合には、やむを得ず保護者が行っているケースが多くあるが、保護者が火葬等についての事務を行うことを前提とすべきではなく、自治体が墓地埋葬法第9条に基づき適切に対応する体制を整備していくことがもっとも望ましいと思われる。

また、本人が急に亡くなってしまったようなケースにおいては、火葬・埋葬にあたって、葬儀業者に支払うための預金の引き出しが必要となることもあり、本人の最後の入院・入所費用などの支払いは、病院、入所施設等の関係者の成年後見制度に対する信頼確保の観点や相続人等に損害をもたらすことのないよう保存行為という観点からも必要だと考える。

したがって、死後事務のために必要な金銭を預金から出金することや債務の弁済に関する権限についても、生前に付与されていた権限が包括的なものであるか個別的なものであるかにかかわらず、保護者に付与できる仕組みとする必要があると考える。

5 保護者の報酬

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても次の案によるものとする。

現行法の規律（家庭裁判所は、保護者及び本人の資力その他の事情によって、本人の財産の中から、相当な報酬を保護者に与えることができるとの規律）を基本的に維持するものとしつつ、家庭裁判所が相当な報酬を判断するに当たって保護者が行った事務の内容等を適切に評価することを明らかにする観点から、保護者が行った事務の内容といった考慮要素を明確にする考え方について、引き続き、検討するものとする。

【意見の要旨】

第3の5について、提案を支持する。

【理由】

まず、保護者の報酬額の算定の在り方について、利用者側にとっても担い手側にとっても、予測可能性を高めるという観点は必要性の高い事柄であると考えているが、一方で、予測可能性を高めるためには、ある程度の金額が広く市民一般にもイメージできることが必要であるところ、今後、後見制度がより多様な形態になることも考えると、具体的な報酬基準を民法上に設けることは困難であると考えている。

また、保護者の報酬について一定の権利性を認めるべきかについては、報酬に権利性を認めることで、本人との権利関係のほか、その他の手続的規律や現在の運用の整理が困難になることも想定され、敢えて現行の規律を改める必要まではないと考える。

よって、提案を支持するが、報酬付与に係る家庭裁判所のこれまでの実務の運用や報酬額の算定が、報酬付与を申し立てる保護者側から概ね妥当と評価されているからということをも前提に支持するものであることを付言する。

報酬付与が裁判官の裁量によることを理由として、全国の家庭裁判所で報酬に対する考え方や運用に大きくばらつきがあったり、また報酬に関する大きな見直しを行う際、当事者団体や専門職団体にあらかじめ意見を求めたり、丁寧に説明することなどがなされずに、現在の家庭裁判所の実務の運用に大きな変更がなされることなどがあれば、報酬を支払う側、受け取る側双方にとって予測可能性を欠くことになりかねず、現行の規律を改めて報酬に権利性を認めることも含めた検討が必要になるとも考える。

6 保護者の事務の監督

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても次の案によるものとする。

現行法の規律（家庭裁判所は、いつでも、保護者に対し保護の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求め、又は保護の事務若しくは本人の財産の状況を調査することができ、また、利害関係人の請求により又は職権で、本人の財産の管理その他保護の事務について必要な処分を命ずることができる旨の規律）を維持するものとする。

【意見の要旨】

第3の6について、提案を支持する。

【理由】

監督を行う主体について、監督権は、後見人等の選任・解任と結びついてこそ効果を発揮するものであるため、引き続き、家庭裁判所が担うことが適切だと考える。

ただし、家庭裁判所の負担も踏まえ、監督事務の経験を経たことのある個人もしくは一定の体制を整えている法人や団体などについては、成年後見監督人等を担う機関とすることができるのではないかと考える。具体的には、一定の組織・体制等を有する法人を成年後見監督人に選任する、もしくはそういった組織・体制等を有する法人の事実上の監督を活用するといった方法が考えられる。

監督の具体的な内容については、適切な時機に、必要な範囲・期間で制度利用することを可能とした場合の監督は、その限定された目的、権限行使に対してのみとすべきであり、また、付与された権限の数や内容、本人の生活状況や財産の多寡など事案に応じて監督の内容に軽重があってもよいと考える。

第4 法定後見制度に関するその他の検討事項

1 法定後見の本人の相手方の催告権

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても次の案によるものとする。

法定後見の本人の相手方の催告権に関しては、基本的に現行法の規律（用語は確定していないものの第1の1(1)において【乙1案】又は【乙2案】をとる場合に合わせて表記すると次のような規律）を維持するものとする。

- ① 本人の相手方は、本人が行為能力者（行為能力の制限を受けない者をいう。）となった後、その者に対し、1か月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなす。
- ② 本人の相手方が、本人が行為能力者とならない間に、その保護者に対し、その権限内の行為について①に規定する催告をした場合において、保護者が①の期間内に確答を発しないときも、その行為を追認したものとみなす。
- ③ 特別の方式を要する行為については、①及び②の期間内にその方式を具備した旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。
- ④ 本人の相手方は、本人（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合にはその仕組みの本人を除く。）に対しては、①の期間内にその保護者の追認を得るべき旨の催告をすることができる。この場合において、その本人がその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

【意見の要旨】

第4の1について、提案のとおり基本的に現行の規律を維持することを支持する。

【理由】

後見制度を利用し、当初想定された必要性が消失し制度利用が終了しても、本人の判断能力が回復したわけでもなく、また、判断能力が不十分であると認定された事実は残るので、後見制度の利用が終了して、保護者がいなくなった後に、後見制度利用中ないしその後の取引について、相手方の地位を不安定にすることがないように、取引の相手方の観点も重要であると考える。

もっとも、同意権・取消権が付与されている行為を保護者の同意なく本人が行ったものの、その行為についていまだ保護者による追認又は取消しがされておらず、行為の効力が確定していない間は、制度利用の必要性は失われていないといえ、終了することはできないとも考えられるので、行為の効力が確定することで本人にとって著しい不利益が生じるおそれがある取引であったのであれば、そもそも必要性が消失したという要件を欠いた終了ということになり、終了の審判を取り消すことになると考えられる。

なお、仮に、終了の手續の場面における、本人や保護者からの意見の聴き取りの際に、本人がそのことをあえて秘匿していたために終了の審判がなされたという場合には、行為能力者になってからも同様の法律行為をするであろうと考えられ、特段本人保護に欠けるところはないとも考えられるし、本人の自己決定権の尊重という観点からも適当であるともいえる。

したがって、現行の催告権の規律を維持することで、特段の大きな問題や混乱は生じないものとするため、提案のとおり現行の規律を維持することを支持する。

ただし、①については、本人に対する催告自体の対抗の可否という点において、意思表示の受領能力について定める民法第98条の2の規定と抵触するようにも読めるため、これと抵触するものではないということを確認的に明記しておくことが望ましく、但し書き等で「後見制度の利用が終了して行為能力者となった本人が、催告を受けた時に意思能力を有しなかったときはこの限りではない。」などと定めておく必要があると考える。

2 本人の詐術

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても次の案によるものとする。

法定後見の本人の詐術の規律について、基本的には現行法の規律を維持するものとし、「詐術」の内容を明確にする考え方について、引き続き、検討するものとする。

【意見の要旨】

第4の2について、提案を支持する。

【理由】

制限行為能力者の詐術について、相手方を信頼させて取引した場合は、本人の保護の要請と取引安全のバランスを考慮して、取り消すことはできないという現行の規律は維持することが適当と考える。

ただし、詐術にあたるかどうかは、詐術の態様や本人及び相手方の状況によって異なり、法的評価の問題だと考えるので、最終的には司法の判断によらざるを得ず、具体的な基準を設けて規律することは適当ではなく、その点も含めて、現行の規律を維持するべきだと考える。

3 意思表示の受領能力等

(1) 意思表示の受領能力

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次のアによるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次のイによるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次のウによるものとする。

ア 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（成年被後見人に関する意思表示の受領能力の規律）を維持するものとする。

イ 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）の本人に関する意思表示の受領能力の規律を設けないものとし、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）の本人に関する意思表示の受領能力の規律（現行法の規律）を設ける（維持する）ものとする。

ウ 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

法定後見の本人に関する意思表示の受領能力の規律を設けない（削除する）ものとする。

(2) 意思表示を受領する権限を有する者を選任する仕組み

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、次の【甲案】又は【乙案】のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

現行法の規律を維持する（意思表示を受領する権限を有する者を選任する仕組みを設けない）ものとする。

【乙案】

家庭裁判所は、事理弁識能力を欠く常況にある者については、利害関係人の請求により、本人に代わって意思表示を受ける者を選任することができるものとする。

（注）法定後見の利用が終了した後であることを要件とする考え方、法定後見を利用している間に代理権を付与された保護者がした法律行為に係る意思表示をする必要があることを要件とする考え方がある。

【意見の要旨】

- 1 第4の3（1）について、提案を支持する。
- 2 第4の3（2）について、甲案を支持する。

【理由】

- 1 提案のとおり、事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けて、現在の後見類型相当の枠組みを残すのであれば、基本的には現在の規律を維持するのが適当と考えるが、制度を改正して、事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けず、法定制度の枠組みを一元化していくのであれば、現行の成年被後見人の意思表示の受領能力の規律について削除するのが適当だと考える。

第1の1（1）において乙1案を支持する立場からは、現行制度においても、実質的には事理弁識能力を欠く常況にあり、法定後見制度の利用が必要ではあるが、制度を利用していない者は、一般的に多く存在していると思われるので、現行の規律の中でそのような方々と同様の取扱いでよいのではないかと考えるからである。

また、判断能力が十分な状態で法律行為を行ったとしても、法律行為後しばらくして判断能力が不十分になってしまう方もいると思われ、そのような方と過去に法定後見制度を利用していた方とを区別して検討する必要まではないと考えるが、どのような規律を置くとしても、制度利用者やその相手方にとって複雑な制度とするのではなく、分かりやすい規律とする必要があると考える。

2 法定後見制度にかかわらず一般的制度として、意思表示を受領する権限を有する者を選択する仕組みを設けるということについては、今回の成年後見制度にかかる法改正のテーマにとどまらず、もっと広い議論が必要であると思われるため消極に考える。

また、法定後見制度を利用した者のうち、事理弁識能力を欠く常況にある者についての意思表示を受領する権限を有する者を選択する仕組みを設けるということであれば、第1の1（1）において甲案ないし乙2案をとることにより解決すべきことのように思われ、乙1案をとりつつ、事理弁識能力を欠く常況にある者について、別途に意思表示を受領する権限を有する者を選択する仕組みを設けることについては消極である。

意思表示を受領する権限を有する者を選任することで、法律行為等の相手方にとってはメリットも大きいと思われるが、本人にとっては意思表示を受領しただけで、それにかかる法律行為を行うことについて権限を有する者が存在しなければ、一方的に不利益が生じるということも想定され、適当ではないと考える。

4 成年被後見人と時効の完成猶予

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次の(2)によるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次の(3)によるものとする。

(1) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（成年被後見人と時効の完成猶予の規律）を維持するものとする。

(2) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）の本人について成年被後見人と時効の完成猶予の規律を設けないものとし、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）の本人について成年被後見人と時効の完成猶予の規律（現行法の規律）を設ける（維持する）ものとする。

(3) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

成年被後見人と時効の完成猶予の規律を設けない（削除する）ものとする。

【意見の要旨】

第4の4についての提案を支持する。

【理由】

提案のとおり、民法第158条の時効の完成猶予については、制度を改正して後見制度の枠組みを一元化していくのであれば、「成年被後見人」の部分について削除して、いずれの項の規定も廃止することになり、また、現在の後見類型相当の枠組みを残すのであれば、基本的には現在の規律を維持するのが適当だと考える。

もっとも、法制審議会部会資料中に記載されている「事理弁識能力を欠く常況にあるが、まだ後見開始の審判は受けていない者」は、現在も多く存在していると思われ、現行の規律の中でそのような方々と同様の取扱いとなることでよいのではないかと思われるし、また、そもそも民法第158条第1項が直接的に適用されるケースは極めて稀であると思われ、資料に記載のあるように同条が類推適用された最高裁判例のようなケースは少なからずあるとしても、当該事案と同様に裁判上において事案に応じた適切な解決がなされることが適当と考える。

なお、事理弁識能力を欠く常況にある者を保護する仕組みとした上で、保護者に現行のように包括的な権限ではなく一定の法律行為について権限が生ずる仕組みを設けて、成年被後見人に対する時効の完成猶予の規律を維持することとする場合には、その前提として、保護者に権限が付与される「一定の法律行為」の中に、時効一般に関して必要な手続を行う権限が含まれている必要があると考える。

5 受任者が法定後見制度を利用したことと委任の終了事由等

(1) 受任者が法定後見制度を利用したことと委任の終了事由

【甲案】

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には現行法の規律（委任の終了事由の規律）を維持するものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）の本人について現行法の規律を設けず、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）の本人について現行法の規律（委任の終了事由の規律）を設ける（維持する）ものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には委任の終了事由の規律を設けない（削除する）ものとする。

【乙案】

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、委任の終了事由の規律を設けない（削除する）ものとする。

(2) 代理人が法定後見制度を利用したことと代理権の消滅事由

【甲案】

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には現行法の規律（代理権の消滅事由の規律）を維持するものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）の本人について現行法の規律を設けず、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）の本人については現行法の規律（代理権の消滅事由の規律）を設ける（維持する）ものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には代理権の消滅事由の規律を設けない（削除する）ものとする。

【乙案】

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、代理権の消滅事由の規律を設けない（削除する）ものとする。

【意見の要旨】

第4の5（1）について、甲案を支持する。

第4の5（2）について、甲案を支持する。

【理由】

提案のとおり、現在の後見類型相当の枠組みを残すのであれば基本的には現在の規律を維持するのが適当と考えるが、制度を改正して、事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けず、後見制度の枠組みを一元化していくのであれば、委任の終了事由及び代理権の消滅事由から「受任者が後見開始の審判を受けたこと」について削除するのが適当だと考える。

資料では、現行の規律の趣旨を踏まえ、受任者が事理弁識能力を欠く常況にあるとの認定を受けた場合の、主に委任者と受任者との関係に着目した整理がなされており、この点については特段異論ない。

また、事理弁識能力を欠く常況にある者という概念を民法上維持する場合においては、事理弁識能力を欠く常況にある者は意思無能力であることが事実上推定されることから、そのような者が受任者として行った代理行為自体の効力の問題も生じ得るため、仮に乙案を採用した場合においては、いたずらに法律関係を複雑にしかねず、委任者、受任者及び取引の相手方との法律関係が不安定となる。

したがって、（１）（２）いずれについても、甲案が適当と考え賛成する。

6 成年被後見人の遺言

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次の(2)によるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次の(3)によるものとする。

(1) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（成年被後見人の遺言の規律）を維持するものとする。

(2) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）の本人について現行法の規律を設けないものとし、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）の本人については現行法の規律（成年被後見人の遺言の規律）を維持するものとする。

(3) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

成年被後見人の遺言の規律を設けない（削除する）ものとする。

【意見の要旨】

第4の6について、提案を支持する。

【理由】

提案のとおり、現在の後見類型相当の枠組みを残すのであれば基本的には現在の規律を維持するのが適当と考えるが、制度を改正して、事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けず後見制度の枠組みを一元化していくのであれば、現行の成年被後見人の遺言の規律について削除するのが適当だと考える。

7 法定後見の本人の民事訴訟における訴訟能力等

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次の(2)によるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次の(3)によるものとする。

(1) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（成年被後見人は、法定代理人によらなければ、訴訟行為をすることができない旨並びに被保佐人及び訴訟行為をすることについて補助人の同意を要する被補助人が相手方の提起した訴え又は上訴について訴訟行為をするには、保佐人又は補助人の同意を要しないとする旨等の規律）を維持するものとする。

(2) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

① 第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）を開始する旨の審判を受けた者（本人）について、保護者によらなければ、訴訟行為をすることができない旨の規律を設ける（維持する）ものとする。

② 第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）を開始する旨の審判を受けた者（本人）について、本人（訴訟行為をすることにつきその保護者の同意を得ることを要するものに限る。）が相手方の提起した訴え又は上訴について訴訟行為をするには、保護者の同意を要しないとする旨等の規律を設ける（維持する）ものとする。

(3) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

① 成年被後見人の訴訟能力の規律（本人について、保護者によらなければ、訴訟行為をすることができない旨の規律）を設けない（削除する）ものとする。

② 本人（訴訟行為をすることにつきその保護者の同意を得ることを要するものに限る。）が相手方の提起した訴え又は上訴について訴訟行為をするには、保護者の同意を要しないとする旨等の規律を設ける（維持する）ものとする。

（注）成年被後見人の訴訟能力の規律を設けない（削除する）とした上で、意思能力を欠く者は訴訟行為をすることができない旨を明確にすることについて、引き続き、検討するものとするとの考え方がある。

【意見の要旨】

第4の7について、提案を支持する。

【理由】

提案のとおり、現在の後見類型相当の枠組みを残すのであれば基本的には現在の規律を維持するのが適当と考えるが、制度を改正して、事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けず、後見制度の枠組みを一元化していくのであれば、現行の成年被後見人の訴訟能力の規律について削除するのが適当だと考える。

現行制度においても、実質的には訴訟無能力のため法定後見制度の利用が必要な状況ではあるが、制度を利用していない人は多く存在していると思われ、そのような方々と同様の取扱いでよいのではないかと考える。

8 法定後見の本人の人事訴訟における訴訟能力等

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次の(2)によるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次の(3)によるものとする。

(1) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（法定後見の本人について民法の行為能力の制限に関する規定及び民事訴訟法の訴訟無能力に関する規定を適用しない旨の規律並びに人事に関する訴えの原告又は被告となるべき者が成年被後見人であるときは、その成年被後見人は、成年被後見人のために訴え、又は訴えられることができる旨の規律）を維持するものとする。

(2) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

① 法定後見の本人について民法の行為能力の制限に関する規定及び民事訴訟法の訴訟無能力に関する規定を適用しない旨の規律を設ける（現行法の規律を維持する）ものとする。

② 人事に関する訴えの原告又は被告となるべき者が第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）を開始する旨の審判を受けた者（本人）であるときは、その保護者は、本人のために訴え、又は訴えられることができる旨の規律を設ける（現行法の規律を維持する）ものとする。

(3) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

① 法定後見の本人について民法の行為能力の制限に関する規定及び民事訴訟法の訴訟無能力に関する規定を適用しない旨の規律を設ける（現行法の規律を維持する）ものとする。

② 人事に関する訴えの原告又は被告となるべき者が法定後見の本人のうち事理弁識能力を欠く常況にある者であるときに関して、当該者のために訴え、又は訴えられることができるようにするため、成年被後見人に関する人事訴訟における訴訟能力等の規律を修正するものとすることを含め、引き続き、検討するものとする。

【意見の要旨】

第4の8について、提案を支持する。

【理由】

第1の1(1)において乙1案をとった場合は、そもそも事理弁識能力を欠く常況にある者という概念を用いないため、現行の人事訴訟法第14条の規律を維持することは困難と考える。

たしかに、後見制度利用者のうち事実上は事理弁識能力を欠く常況にある者も含まれるが、このことは人事訴訟における問題に限られないため、人事訴訟にかかる規律についてのみ、事理弁識能力を欠く常況にある者を後見制度との関係で特別に保護する規律を設けることは他の規律との関係で整合性を欠き、適当でないと考える。

よって、法定後見制度の利用にかかわらず、意思無能力を理由とする訴訟無能力者については、特別代理人の選任などによって対応する仕組みを講じることが適当と考える。

9 手続法上の特別代理人

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次の(2)によるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次の(3)によるものとする。

(1) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、成年被後見人に対し訴訟行為（手続）をしようとする者は、遅滞のため損害を受けるおそれがあることを疎明して、（受訴裁判所の）裁判長に特別代理人の選任を申し立てることができる旨の規律）を維持するものとする。

(2) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）を開始する旨の審判を受けた者（本人）について、本人に対し訴訟行為（手続）をしようとする者は、遅滞のため損害を受けるおそれがあることを疎明して、（受訴裁判所の）裁判長に特別代理人の選任を申し立てることができる旨の規律を設ける（維持する）ものとする。

(3) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、事理を弁識する能力を欠く常況にある者に対し訴訟行為（手続）をしようとする者は、遅滞のため損害を受けるおそれがあることを疎明して、（受訴裁判所の）裁判長に特別代理人の選任を申し立てることができる旨の規律を設けるものとする。

【意見の要旨】

第4の9について、提案を支持する。

【理由】

第1の1(1)において乙1案をとった場合は、そもそも事理弁識能力を欠く常況にある者という概念を用いないため、現行の民事訴訟法第35条第1項の「成年被後見人」という文言は削除するほかないと考える。

よって、法定後見制度の利用にかかわらず、意思無能力を理由とする訴訟無能力者については、特別代理人の選任などによって対応する仕組みを講じることが適当と考える。

第5 任意後見制度における監督に関する検討事項

1 任意後見人の事務の監督の在り方

【甲案】

現行法の規律を維持するものとする。

【乙案】

任意後見監督人による監督を必須のものとせず、家庭裁判所の判断により、家庭裁判所が直接任意後見人の事務の監督をすることを認めるものとする。

(注) 本人の任意後見人の事務の監督に対する意向を尊重することができるような制度の在り方に関して、そのような制度の内容、制度を実現する必要な環境整備の内容なども含めて検討すべきであるとの考え方について、引き続き、検討するものとする。

【意見の要旨】

第5の1について、(注)の考え方を支持した上で、甲案、乙案を含め引き続き検討すべきである。

なお、上記(注)で検討すべき議論の方向性として、任意後見契約の締結時における本人の意向が、後見開始後においても可能な限り尊重されるような制度設計とすることが求められる。具体的には、補足説明146頁に記載された案にあるとおり、行政機関の認可・認証等により一定の資格付けを受けた法人又は個人(以下「認証監督機関」という。)について、任意後見監督人候補者としてのリストを作成し、本人が任意後見契約締結時に、当該登載者との間で監督人となることや監督の在り方、報酬等についてあらかじめ合意する仕組みを導入すること等の検討が行われるべきである。

【理由】

任意後見制度は、本人の自己決定権及び私的自治の尊重を基本理念とする制度であり、制度の運用及び見直しにあたっては、この理念が十分に反映されることが不可欠である。

この観点から、任意後見契約の締結時における本人の意向が、後見開始後においても可能な限り尊重されるような制度設計とすることが求められる。具体的には、補足説明146頁に記載された案にあるとおり、認証監督機関について、任意後見監督人候補者としてのリストを作成し、本人が任意後見契約締結時に、当該登載者との間で監督人となることや監督の在り方、報酬等についてあらかじめ合意する仕組みを導入することが有益である。

このような仕組みによって、本人の意向を制度的に担保することが可能となり、本人の判断能力が低下して任意後見監督人の選任が必要となった際には、家庭裁判所において特段の事情がない限り、契約時に本人が合意した者を監督人として選任する運用とすることが適当である。

以上のような制度設計は、任意後見制度の基本理念である私的自治の尊重と、適正な監督機能との調和を図るものであり、今後の制度設計において検討すべきである。

また、任意後見制度は、本人の意思により将来の判断能力低下に備える重要な制度であり、今後において利用の増加を促していくことが制度の普及推進の見地から望まれている。現行

の任意後見制度の利用が低調である原因は複数あるが、大きな原因として、任意後見監督人選任に対する負担感があることは、過去に実施された調査からも明らかであり、この問題を解決することなく任意後見制度の利用を促進していくのは困難であると思われる。よって監督事務の在り方を見直し、私的自治や本人の意思を尊重しつつ、必要な保護を確保することで、制度を利用しやすくしていくことが重要である。

そこで、任意後見制度を利用しやすくするため、任意後見人の事務の監督について以下のような制度を提案し、引き続き検討すべきと考える。

1 任意後見監督人の責任を限定できる旨の規律を任意後見契約において定めることができることとする

任意後見監督人の監督が重い監督とならざるを得ないのは、任意後見監督人が善管注意義務という重い責任を負っていることを大きな理由とする。私的自治に立脚する任意後見制度において、監督の重さも本人が選択できることが重要であるが、本人保護という視点もまた重要であるため、任意後見契約における任意後見監督人の責任限定の規律を有効とするかどうかは家庭裁判所の判断に委ねることとし、またその判断は任意後見監督人が認証監督機関であるかどうかを基準とするべきである。

なお、任意後見監督人の責任限定の規律については、会社法第 427 条を参考にできるのではないかと考える。後記の三者契約による任意後見契約が導入されれば、任意後見監督人と本人との関係は一定の権限を有する者を外部から監督することを本人が委任するという関係になり、会社法制における監査役に類する存在であると考えられることができるため、会社法 427 条の責任限定契約に類する規律を任意後見契約においても可能とし、任意後見監督人の責任を限定する規律を設けることも可能ではないかと考える。具体的な規律としては、「任意後見監督人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、任意後見契約で定めた額の範囲内であらかじめ本人が定めた額と最低責任限度額（任意後見監督人が受領した報酬の〇年分）とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を任意後見監督人と締結することができる旨を任意後見契約で定めることができる。」といった規律とすることが考えられる。

2 任意後見契約に定めることにより、任意後見監督人の監督の範囲を限定することができる旨の規律を設けること

認証監督機関による監督は、財産管理に関するものが中心になると考えられ、また、不正防止のための財産管理に対する監督に限定した監督という選択肢を持つことが、私的自治を尊重しながら、任意後見を使いやすい制度とするために重要である。具体的な規律としては、会社法第 389 条を参考に、「本人及び任意後見人は、任意後見監督人の監督の範囲を財産管理に関するものに限定する旨を任意後見契約で定めることができる。」といった規律とすることが考えられる。

3 任意後見監督の具体的な内容として、以下の 3 案を検討すること。なお、下記①ないし③のうち、順位として、①を優先的に検討を行うこととする。

①「任意後見監督人の選任を必須としつつ、任意後見監督人に就任した者が認証監督機関である場合は、任意後見監督人の職務及び義務について特例を設けるものとする。」案

第5の1の甲案と同様、任意後見監督人の選任を必須とする現行制度の規律は維持しつつ、認証監督機関を育成し、認証監督機関も含めた三者で任意後見契約を締結することにより監督人候補を選択・指定できる制度とする案である。

任意後見契約において、現在の任意後見契約に定める内容に加え、監督人候補者、監督の内容及び範囲、報酬といった任意後見監督の事務の規律を定めることができるものとする。

任意後見制度の負担感は、本人の任意後見監督人に対する報酬負担と任意後見人の任意後見監督人に対する報告事務負担がある。このうち、監督人報酬に対する負担感については、本人自身が選択した任意後見監督人に対し、本人が任意後見監督人に対して支払うことを約した金額を支払うことにより、軽減可能となる。

任意後見契約発効後、任意後見人は任意後見監督人に任意後見契約に定められた内容及び範囲の報告を行う。この報告は概要報告を基本とし、特に重要な事案について重点的に報告する方式（以下「簡易柔軟な監督」という。）とすることで、機動的かつ効率的な監督と報告の在り方を目指す。これにより、報告事務を簡易なものとしながら、必要な範囲の報告をすることで報告事務の削減と本人保護の両立を図る。また、報告事務が削減される副次的な効果として、任意後見監督事務を、現在よりも安価な金額で提供することができるようになり、前述の報酬に対する負担感もさらに軽減される。

なお、任意後見監督人も任意後見人から受けた報告をもとに家庭裁判所に定期的に報告するが、この報告は任意後見人の事務に問題がない限り、現在よりも大きく簡略化された報告となる。任意後見監督人から報告を受けた家庭裁判所が、任意後見人の事務に問題があるため、簡易柔軟な監督に適さない事案であると判断したときは、現行法と同様の任意後見監督人を選任して詳細な調査を行った上で本人保護を図る。ただし、本人保護のために早急に任意後見人の解任が必要な場合には、認証監督機関である任意後見監督人が任意後見人の解任を請求することも可能とする。

任意後見制度に期待される役割として、事理弁識能力が不十分な状況になっても自らが選んだ任意後見人に安心して後見事務を任せるというものがあり、この役割は今後も必要であり続ける。簡易柔軟な監督は現在の監督よりも安全性が低くなることは否めないため、簡易柔軟な監督を行うことができるのは認証監督機関のみとすることで、監督の実効性について最低限度の担保を図る制度とする。

認証監督機関である任意後見監督人の報酬が任意後見契約に定められていれば、任意後見監督人が報酬を受領する際に改めて家庭裁判所の報酬付与審判を受けることを要しないこととする。なお、任意後見契約に任意後見監督人の報酬が定められていない場合は、認証監督機関である任意後見監督人も家庭裁判所に報酬付与の審判を求めることができる。

具体的な法令の規律としては、任意後見監督人について任意後見契約に関する法律第7条第1項第1号・第2号について、認証監督機関が任意後見監督人に選任された場合において特例を設ける。また、認証監督機関が同項第3号・第4号の事務を行うことは困難であると考えられるためこの適用を除外し、同条第2項から第4項までの規律についても必要な見直しを行う。

②「任意後見監督人による監督を必須のものとせず、家庭裁判所の判断により、家庭裁判所が指定する機関によって監督させることを認めるものとする。」案

任意後見監督人の選任を必須とせず、家庭裁判所の判断により行政の認可や認証等により一定の資格付けを受けた法人又は個人に監督機関としての事務を担わせることを認める制度とする。なお、任意後見契約の締結は①案と同様である。任意後見監督人の選任はなされないため、任意後見契約の発効の際には任意後見の発効申立てをする。

監督機関は任意後見契約に定められた内容及び範囲の任意後見人の事務を監督する。監督機関は家庭裁判所に報告義務はないが、任意後見人の事務が不適切である可能性があるとして判断した場合は家庭裁判所に報告することにより、家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、現行法と同様の監督により任意後見事務の監督が行われる。

監督機関は家庭裁判所に選任されるものではないため、報酬付与審判はなされず、任意後見契約に定められた報酬を本人から受領する。

任意後見は私的自治に基づく制度であるため、任意後見契約に基づき本人が望む機関（中核機関等の任意後見監督人には選任されない公的な機関を含む。）に監督事務を担わせ、家庭裁判所が関与しない形式での制度利用も認めることが望ましいと考えることからの提案である。

③「乙案に監督機関を活用する」案

第5の1の乙案に関して、家庭裁判所の直接監督の際に、家庭裁判所の判断によっては、家庭裁判所が指定する機関を家庭裁判所による監督の補助的機関として扱い、その機関による監督を活用する。

家庭裁判所の直接監督については、法制審議会部会でもこれを望む声が多くあるが、家庭裁判所の人的物的資源の問題から、現実的には困難ではないかという指摘もなされている。この乙案を具体化するための方法として、例えば現在も一部の家庭裁判所では、家事事件手続法第40条の参与員を置き、後見人等から提出される報告書等のチェックなど後見事務の監督の一部を担わせるという運用がなされているが、この運用を拡大するような形で一定の資格付けを受けた法人にも監督機能を担わせることにより家庭裁判所の負担を軽減し、直接監督を可能とするという趣旨の提案である。なお、家事事件手続法第40条による参与員に法人が就任することは想定されていないため、これを可能とするために法制上の措置が必要になると考える。

2 任意後見人の事務の監督の開始に関する検討

(1) 任意後見人の事務の監督を開始する要件

現行法の規律（任意後見契約が登記されている場合において、本人の事理弁識能力が不十分な状況にあることを任意後見人の事務の監督を開始する裁判の要件とする規律及び本人以外の者の請求により監督を開始するための裁判をするには、あらかじめ本人の同意がなければならない（本人がその意思を表示することができないときは、この限りでない）とする規律）を維持するものとする。

(2) 適切な時機に任意後見人の事務の監督を開始するための方策

ア 申立権者（請求権者）

現行法の申立権者（請求権者）に加えて、申立権者を広げる方向で見直すことについて、引き続き、検討するものとする。

（注1）法定後見の保護者を申立権者とするとの考え方がある。

（注2）任意後見人の事務の監督を開始するための裁判手続の申立権者に関して、現行法の申立権者に加えて、本人が公正証書において申立権者を指定することができ、その指定された者を申立権者とするとの考え方がある。

（注3）現行法の申立権者である「四親等内の親族」について、その範囲を四親等内よりも狭くするものとするとの考え方がある。

イ 申立義務

一部の申立権者にその申立てを義務付ける規律を設けるか否かについて、引き続き、検討するものとする。

（注）任意後見受任者は、本人の事理弁識能力が不十分な状況にある場合には、任意後見人の事務の監督を開始するための裁判手続の申立てをしなければならないものとする旨の規律（任意後見受任者に申立てを義務付ける規律）を設けるとの考え方がある。

【意見の要旨】

第5の2（1）につき支持する。

第5の2（2）アにつき、方向性について支持した上で、あらかじめ国により認可・認証により資格付られた監督機関（法人又は個人）を申立権者に加えることを提案する。

第5の2（2）イにつき、一部の申立権者にその申立てを義務付けることについては支持しない。

【理由】

（1）につき、他人に委任した事務の監督は本人自身で行うのが委任契約の原則である。任意後見制度は、本人の判断能力が低下した状況において、本人が任意後見人に委任した事務の監督が困難となるため第三者が監督を行うという制度であり、後述の身体障害により意思疎通が著しく困難な者に対して利用を認める余地はあるが、原則としてはこの委任契約の理念は維持するべきである。また、任意後見契約の事務を開始する際には、私的自治の観点から、本人が意思を表示できない場合を除き、本人自身の請求または本人の同意を必要とする規律についても維持すべきである。

任意後見契約の発効手続については、現在の任意後見契約に定める内容に加え、監督人候補者、監督の内容及び範囲、報酬といった任意後見監督の事務の規律も含めた任意後見に関する計画（以下「任意後見計画」という。）を定めることができるものとし、任意後見を発効させる際は、本人又は申立人が任意後見計画の一部又は全部について認可申立てを行い、家庭裁判所は申立てがなされた任意後見計画の一部又は全部を認可するという制度を提案する。前記の認証監督機関による簡易柔軟な監督を行う制度を導入する場合、任意後見契約発効時点の任意後見監督人又は監督機関の適格性を判断する必要がある、また、任意後見監督の規律や内容、報酬についてもあらかじめ家庭裁判所の認可を受けることが望ましいことからの提案である。この認可がなされると任意後見契約が発効し、家庭裁判所が職権で任意後見監督人を選任する。任意後見人及び任意後見監督人は任意後見計画に従ってそれぞれ事務を行うこととなる。

任意後見監督人の選任を始めとする任意後見計画の内容を全て認可するかどうかは家庭裁判所の審査によるが、任意後見監督人候補者が認証監督機関でない（失っている）などの任意後見計画を認可すべきでない特段の事情がある場合を除き、任意後見計画を認可すべきである。また、任意後見計画の一部の認可を申し立てることは、本人意思尊重の観点から本人にのみ認められるものとすべきである。

なお、任意後見計画は「認可」する制度とすることを提案しており、私的自治の観点からも要件を満たしていれば認可されるべきものであることから、任意後見監督人の要件を定義するためにも、行政の認可・認証等の一定の資格付けは重要であると考ええる。

（２）アにつき、後述の任意後見制度と法定後見制度が併存することを認めることとする場合には、本人の意思尊重の理念から、（注１）に記載のある法定後見の保護者にも任意後見の事務の監督の開始の申立てをすることを認めるべきである。また、任意後見を利用しやすくするためには、申立権者を拡大することは有用であると考えするため、（注２）に記載がある本人が公正証書で申立権者を追加的に指定することができる規律を設けることにも賛成するとともに、認証監督機関にも申立権を与えることを提案する。（注３）については、親族による申立ては法定後見の規律と同一とすることが適当だと考える。

（２）イにつき、任意後見の申立てを法律で義務付けることは、私的自治に対する過度な干渉になる危険性があり、任意後見制度の利用促進を妨げることになることも考えられるため、支持しない。単に任意後見の事務の監督の開始を申し立てることを義務とするのではなく、本人の判断能力が低下した場合には任意後見受任者が適切な措置をとることを義務付けること、義務の態様も法律上の義務とするのではなく、任意後見契約や専門職としての倫理規定で定めている現在の取扱いで十分だと考える。

第6 任意後見制度と法定後見制度との関係

1 任意後見制度と法定後見制度との併存の可否等

【甲案】

現行法の規律（任意後見人と成年後見人等とが併存することを認めない規律）を維持するものとする。

【乙案】

任意後見人と成年後見人等とが併存することを認める（任意後見人と成年後見人等とが併存することを認めない現行法の規律を削除する）ものとする。

（注）【乙案】を前提として、任意後見人と成年後見人等との権限が重複する場合に、例えば、相当と認めるとき等を要件として、家庭裁判所は、任意後見人の権限を停止することができる旨の規律を設けることについて、引き続き、検討するものとする。

【意見の要旨】

第6の1について、乙案を支持する。

【理由】

任意後見制度は本人の自己決定を尊重した制度であるため、原則として法定後見に優先するとの考え方は維持した上で、乙案を採用すべきであると考ええる。

なお、基本的には任意後見人が法定後見人に選ばれ、不足する代理権を追完するという運用が権限の重複の問題も起こらず望ましいが、任意後見人と法定後見人とが別人となることも起こり得るので、中間試案の補足説明 160 頁 20 行目以降に記載のとおり理由により、（注）の規律も必要となると考える。

2 任意後見契約が存在する場合に法定後見制度の利用を開始する要件等

1で【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、1で【乙案】をとる場合には次の(2)によるものとする。

(1) 1で【甲案】をとる場合

現行法の規律を維持するものとする。

(2) 1で【乙案】をとる場合

任意後見契約が存在する場合に法定後見制度の利用を開始する要件については現行法の規律を維持するものとし、法定後見制度の利用を開始している場合に任意後見人の事務の監督を開始する要件については規律を設けない（現行法の規律を削除する）ものとする。

(注) 既に任意後見契約が存在する場合だけではなく、本人が任意後見契約を締結することができる場合には法定後見制度による代理権の付与の審判をすることができないものとするとの考え方がある。

【意見の要旨】

第6の2については、支持する。

【理由】

1で甲案をとるのであれば(1)によるしかなく、乙案をとるのであれば(2)としなければ矛盾が生じる場面が出てくるため、提案として妥当である。

なお、(注)の考え方については、成年後見制度が将来的に目指す姿としては望ましいものであるが、現段階では環境が整っていないため、この考え方をとることはできないと考える。

第7 任意後見制度に関するその他の検討

1 任意後見契約の方式、任意後見契約の一部の解除及び当事者の合意による事務の委託の追加（変更）、任意後見契約の一部の発効、予備的な任意後見受任者

(1) 任意後見契約の方式

現行法の規律（任意後見契約の方式を公正証書による要式行為とする旨の規律）を維持するものとする。

(2) 任意後見契約の一部の解除及び当事者の合意による事務の委託の追加（変更）

（注1）任意後見契約で合意した委託に係る事務の一部について委託の合意を解除する旨の契約の一部の解除を認めるものとする考え方について、引き続き、検討するものとする。

（注2）任意後見契約で合意した委託に係る事務に他の事務の委託をする（追加する）旨の契約の変更を認めるものとする考え方について、引き続き、検討するものとする。

(3) 任意後見契約の一部の発効

（注）任意後見契約の一部（一部の事務の代理権の付与）を（段階的に）発効させることを認めるものとする考え方について、引き続き、検討するものとする。

(4) 予備的な任意後見受任者（任意後見契約の登記に関する規律等）

【甲案】

任意後見人の事務の監督が開始したこと（現行法では任意後見監督人が選任されたこと）のみを任意後見契約の発効の停止条件とする現行法の規律を維持するものとする。

【乙案】

予備的な任意後見受任者の定めをする任意後見契約の締結を可能とする（それによって予備的な任意後見受任者の登記を可能とする）規律を設けるものとする。

【意見の要旨】

第7の1（1）から（3）までにつき、支持する。

（4）につき、乙案を支持する。なお、登記制度その他の実務での運用に耐えうる仕組みの構築の可否について慎重な検討が求められる。

【理由】

（1）につき、任意後見契約は、本人の生活にとって重大な影響を及ぼす契約であるため、現行の公正証書によるという要式は維持すべきである。

（2）（注1）（注2）の考え方につき、任意後見は私的自治に基づく制度であるため、契約により変更できることが制度上も望ましく、実務面でも任意後見契約に柔軟性を持たせることになり、任意後見制度がより使いやすくなる。また、任意後見契約が複数存在すると、現行の登記制度下では、契約ごとに登記事項証明書が発行されるため、一覧性がないが、契約が1つであれば代理権の内容が分かりやすくなる。

（3）につき、任意後見契約を一部のみ発効させることは、任意後見契約の内容や発効している代理権が分かりにくくなるため消極に考えるが、引き続き検討することには賛成する。なお、（2）の任意後見契約の一部の解除及び当事者の合意による事務の委託の追加（変更）

が実現すれば、任意後見契約の一部の発効と類似の効果を持たせることも可能ではないかと考える。

（４）につき、中間試案の補足説明 178 頁 20 行目以降に記載のとおり理由により、予備的な任意後見受任者を定めた任意後見契約は実務では広く行われている。この規律や公示方法を確立させることにより、任意後見制度がより使いやすくなり、制度の利用促進にもつながるため、乙案を採用すべきだと考える。

2 その他

(注1) 本人の意思の尊重等に関する規律については、法定後見の規律と同様の見直しをするものとする。

(注2) 任意後見契約の解除の要件に関して、〔契約締結から一定期間を経過した後は〕任意後見契約の発効後であっても家庭裁判所の許可なく解除をすることができることとするとの考え方がある。

(注3) 法定後見制度について、法定後見に係る期間に関する規律を設ける場合には、任意後見契約の有効期間の規律を設けるとの考え方がある。

(注4) 任意後見契約を親権者等の法定代理人が締結することができるか否かに関する規律を設けるとの考え方について、引き続き、検討するものとする。

(注5) 任意後見契約において、本人の治療行為その他の医的侵襲に関する同意に関する事務を任意後見受任者（任意後見人）に委託することができるとの考え方がある。

【意見の要旨】

第7の2（注3）の考え方につき、任意後見契約の有効期間の規律は不要だと考える。

（注5）の考え方につき、その方法や問題点等を検討する必要があると考える。

【理由】

（注3）につき、任意後見契約は、将来、判断能力が低下した場合に備えて、信頼できる者に事務を委託するために締結するものであり、長期間が経過した後に効力を生じることが予定されており、通常は終身にわたって継続することが前提とされている契約である。一定の期間の経過により任意後見が終了するとすれば、この本人の制度に対する期待が裏切られ、任意後見が使いにくいものになるため、期間を設けるべきではないと考える。ただし、任意後見契約に期間を設けたい旨が記載されている場合には、そのことを否定する必要まではないと考える。

（注5）につき、任意後見契約は事理弁識能力が不十分になる場合に備えて、本人が任意後見人に事務を委託するものである。任意後見契約の締結の際には、本人が任意後見人に委託したい事項を詳細に打合せしており、その際に医的侵襲についての本人の意向も確認することは十分可能であるため、任意後見契約において同意権を付与することを可能とする規律を設けることもできると考える。前述の任意後見計画を策定する際に、この医的侵襲に関する同意についても定めることを可能とすれば、医的侵襲に関する同意についても家庭裁判所の認可のもとで行うことができ、運用しやすくなるのではないかと考える。

ただし、特に医的侵襲に関する積極的な同意については、様々なレベルのものが考えられ、どのような行為について同意するのか、その区分や判断が困難であるため、具体的な規律については医療界の意見も聞き、十分に検討する必要がある。

また、法定後見の部分でも述べたとおり、事理弁識能力が不十分な者に対する医的侵襲の規律の問題の解決を後見制度にだけに頼るのではなく、本人と信頼関係があることが推定される配偶者や直系血族による同意の取扱いについても、規律を検討していく必要があると考える。

第8 その他

1 成年後見制度に関する家事審判の手續についての検討等

成年後見制度の見直しに伴い、法定後見制度及び任意後見制度に関する家事審判の手續について、例えば、法定後見制度に関する以下の点を含む所要の整備を行うものとする。

(1) 法定後見制度における精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次のアによるものとし、【乙1案】をとる場合には次のイの【甲案】又は【乙案】のいずれかの案によるものとし、【乙2案】をとる場合には次のウによるものとする。

ア 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（後見開始の審判をする場合には、本人の精神の状況について、原則として鑑定を必要とする規律等）を維持するものとする。

イ 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

【甲案】

① 家庭裁判所は、本人の精神の状況につき鑑定をしなければ、次の審判をすることができないものとする。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでないものとする。

a 保護者の同意を要する旨の審判（本人以外の請求により、当該審判をする場合において、本人が審判をすることについての同意の意思を表示することができないときに限る。）

〔b 特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判〕

〔c 保護開始の審判〕

② 家庭裁判所は、本人の精神の状況につき医師の意見を聴かなければ、次の審判をすることができないものとする。ただし、c及びd〔からfまで〕の審判にあつては、必要がなくなつたと認めることを理由としてこれらの審判をするときは、この限りでないものとする。

a 保護者の同意を要する旨の審判（本人の請求により審判をする場合又は本人が審判をすることについて同意をしている場合に限る。）

b 保護者に代理権を付与する旨の審判

c 保護者の同意を要する旨の審判の取消しの審判

d 保護者に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判

〔e 特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判の取消しの審判〕

〔f 保護開始の審判の取消し〔終了する旨〕の審判〕

【乙案】

家庭裁判所は、本人の精神の状況につき医師の意見を聴かなければ、次の審判をすることができないものとする。ただし、e及びf〔からhまで〕の審判にあつては、必要がなくなつたと認めることを理由としてこれらの審判をするときは、この限りでないものとする。

a 保護者の同意を要する旨の審判

b 保護者に代理権を付与する旨の審判

〔c 特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判〕

- 〔d 保護開始の審判〕
- e 保護者の同意を要する旨の審判の取消しの審判
- f 保護者に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判
- 〔g 特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判の取消しの審判〕
- 〔h 保護開始の審判の取消し〔終了する旨〕の審判〕

ウ 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

- ① 家庭裁判所は、本人の精神の状況につき鑑定しなければ、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）を開始する旨の審判をすることができないものとする。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでないものとする。
- ② 家庭裁判所は、本人の精神の状況につき医師の意見を聴かなければ、次の審判をすることができないものとする。ただし、b及びcの審判にあっては、必要がなくなつたと認めることを理由としてこの審判をするときは、この限りでないものとする。
 - a 第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）を開始する旨の審判
 - b 第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）を開始する旨の審判の取消し〔保護Aを終了する旨〕の審判
 - c 第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）を開始する旨の審判の取消し〔保護Bを終了する旨〕の審判

(2) 法定後見制度に関する事実の調査及び証拠調べ

(注) 第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、家庭裁判所は、市町村等に対し、〔本人の保護の状況その他の必要な事項につき〕意見を求めることができる旨の規律を設けるとの考え方について、引き続き、検討するものとする。

(3) 法定後見制度に関する保全処分

(注) 第1の1(1)において【乙1案】又は【乙2案】をとる場合に、法定後見の開始の審判事件（【乙1案】にあっては保護者の同意を要する旨の審判事件又は保護者に代理権を付与する旨の審判事件）を本案とする財産の管理者の選任及び事件の関係者に対する指示の保全処分について、その要件を緩和するとの考え方や選任された財産の管理者が民法第103条に規定する権限（保存行為等）を超える行為を必要とするときに家庭裁判所の許可を得てその行為をすることができるとの規律を見直すとの考え方について、引き続き、検討するものとする。

【意見の要旨】

- 第8の1(1)につき、甲案を支持する。
 第8の1(2)及び(3)につき支持する。

【理由】

(1)につき、中間試案の補足説明196頁4行目以降に記載のとおり理由により、判断能力の認定については原則として鑑定等の厳格な手続きを経る必要があると考えるため、甲案を採用すべきだと考える。

2 身体障害により意思疎通が著しく困難である者

身体障害により意思疎通が著しく困難である者の成年後見制度の利用に関して、規律を設けることとするか否かについては、引き続き、検討するものとする。

【意見の要旨】

第8の2について、身体障害により意思疎通が著しく困難である者が法定後見制度を利用できる規律を設ける提案については支持しないが、私的自治に立脚した制度である任意後見を利用できる規律を設けることは引き続き検討すべきと考える。

【理由】

法定後見制度は私的自治に強制的に介入する制度であるため、その利用は限定的になされるべきであり、現在よりも利用範囲を広げるべきではないと考える。

これに対して任意後見は私的自治に立脚した本人自身の意向により利用する制度であり、なるべく利用しやすいものとしていく必要がある。通常の委任契約では、委任者自身で受任者の事務を監督することが原則であるが、事理弁識能力が不十分となることでその監督が困難となるため、任意後見制度は監督機能を提供しているものである。

事理弁識能力が不十分でなくとも、自身で受任者の監督をすることが困難な事情がある場合は、任意後見制度の利用を認めて監督機能を提供することは身体障害により意思疎通が著しく困難である者のニーズがあり、また任意後見制度の趣旨からも完全に否定されるものではないと考えるが、法的な整理や利用要件を含め、引き続き検討すべきだと考える。

3 その他

(注) 成年後見制度の見直しに伴い、成年後見登記の制度について、所要の整備を行うものとする。

【意見の要旨】

第8の3の成年後見登記の制度について、所要の整備を行う必要があると考える。

【理由】

現在の制度下でも、任意後見契約に予備的受任者を設けた場合や任意後見契約の代理権を追加するために複数の任意後見契約を締結した場合などにおいて、一覧性をもった公示が困難となるケースが発生している。今回の法改正が成立すると、現在の成年後見登記の制度では対応困難な部分が多数生じると考えられる。この対応のために、成年後見制度登記の制度を、現在の契約ごと、事件番号ごとに編成するものから人的に編成する制度に変更すること、少なくとも人ごとに登記番号を名寄せできるよう整備を行うことが必要だと考える。